

## 総務文教常任委員会議案（3月定例会議）

（令和5年3月1日）

		協 議 事 項	説 明	結 果
新年度 予算に 関連し ない	条 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 斜里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について</li> <li>○ 斜里町個人情報保護法施行条例の制定について</li> <li>○ 斜里町個人情報保護審査会条例の制定について</li> <li>○ 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○ 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</li> <li>○ 斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</li> <li>○ 斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</li> </ul>	資料1-1 資料1-2 資料1-2 資料1-2 資料1-3 資料1-4 資料1-5	
	補 正 予 算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 斜里町一般会計補正予算（第12回）</li> <li>○ 斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）</li> <li>○ 斜里町国立公園内森林保全事業特別会計補正予算(第2回)</li> <li>○ 斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5回）</li> <li>○ 斜里町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)</li> <li>○ 斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）</li> <li>○ 斜里町病院事業会計補正予算（第5回）</li> <li>○ 斜里町水道事業会計補正予算（第4回）</li> </ul>	資料2-1 資料2-2	

新年度 予算に 関連	一般	○ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	資料3	
	条例	○ 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	資料4	
	新年度 予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 斜里町一般会計予算</li> <li>○ 斜里町国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>○ 斜里町国立公園内森林保全事業特別会計予算</li> <li>○ 斜里町公共下水道事業特別会計予算</li> <li>○ 斜里町介護保険事業特別会計予算</li> <li>○ 斜里町後期高齢者医療特別会計予算</li> <li>○ 斜里町病院事業会計予算</li> <li>○ 斜里町水道事業会計予算</li> </ul>	資料5-1 資料5-2 資料5-3	
	協議 案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第7次総合計画策定における主要課題について</li> <li>○ 令和5年度地方税制改正の概要（関係分）について</li> <li>○ 斜里町再生可能エネルギー導入戦略の策定について</li> <li>○ AIによる地域公共交通実証運行事業（案）について</li> <li>○ 社会福祉法人斜里福祉会の経営改善計画について</li> <li>○ 子育て支援センター施設集約化事業について</li> <li>○ 知床アクティビティリスク管理体制検討協議会の中間報告について</li> </ul>	口頭	

## 斜里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

### 1 条例の制定理由

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、個人情報保護法が改正され、従来、それぞれの区分によって適用されていた個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が新たな個人情報保護法に統合されることとなった。

同様に、地方公共団体の個人情報保護に関する条例も新法の適用範囲内となったが、議会においては「国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましい」とされ、地方公共団体の機関から除外されたが、一方では議会においても個人情報の保護は必要という意見もあったため、全国の三議長会では独自の条例制定を進めることとした。

このことにより全国的に地方議会での条例制定の必要性が生じたことから、当町においても新たに条例を制定する。

### 2 制定する条例

斜里町議会の個人情報の保護に関する条例

### 3 主な内容

#### 第1章 総則（第1条―第3条）

個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定。

#### 第2章 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）

個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定。

#### 第3章 個人情報ファイル等（第17条）

個人情報ファイル簿等について規定。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条―第46条）

個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定。

#### 第5章 雑則（第47条―第51条）

保有個人情報の適用除外などの雑則について規定。

#### 第6章 罰則（第52条―第56条）

職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定。

### 4 関連する条例

斜里町個人情報保護法施行条例

斜里町個人情報保護審査会条例（いずれも3月定例会議で上程）

### 5 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

発委第 1 号

斜里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

議会運営委員会 委員長 佐々木 健 佑



## 斜里町議会の個人情報の保護に関する条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
  - 第1節 開示(第18条—第30条)
  - 第2節 訂正(第31条—第37条)
  - 第3節 利用停止(第38条—第43条)
  - 第4節 審査請求(第44条—第46条)
- 第5章 雑則(第47条—第51条)
- 第6章 罰則(第52条—第56条)
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、斜里町議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、斜里町情報公開条例(平成9年条例第30号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政情報が記載された文書等(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

1 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。  
(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い  
(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。  
(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報

の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があると

き。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下

「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
    - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
    - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
    - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
    - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
    - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
    - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
    - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
      - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
      - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第4章 開示、訂正及び利用停止等

## 第1節 開示

## (開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

## (開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

## (保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第10条に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報



- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分開示)
- 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報の

うち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による

開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 議長に対し開示請求をする者の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該写しの作成及び送付に要する費用の負担は、斜里町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第〇号）第3条第2項によるものとする。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 40 条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 42 条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しな

い。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、斜里町個人情報保護審査会条例(令和5年条例第〇号)第1条に規定する斜里町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

(施行状況の公表)

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



**斜里町個人情報保護法施行条例の制定について**  
**斜里町個人情報保護審査会条例の制定について**  
**斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について**

## 1 制定する理由

これまでの個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに適用される法令や所管が異なっていたが、社会全体のデジタル化への対応や個人情報の保護とデータ流通の両立・強化及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法令が公布され、令和5年4月1日から新法に一元化されることとなった。

個人情報保護の所管は国の個人情報保護委員会となり、これまで斜里町個人情報保護条例で定めていた事項の多くは新法で規律されるため、現在の斜里町個人情報保護条例を廃止し、新法による適切な運用を行うため、新たに斜里町個人情報保護法施行条例等の制定を行う。

## 2 制定する条例

斜里町個人情報保護法施行条例

斜里町個人情報保護審査会条例

## 3 改正する条例

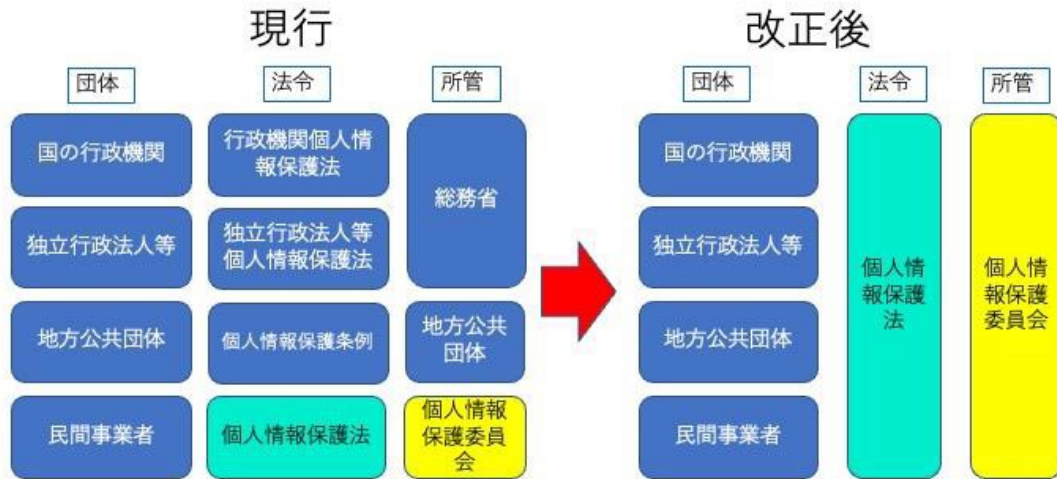
斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第22号)

## 4 廃止する条例

斜里町個人情報保護条例(平成13年条例第37号)

## 5 主な内容

### ① 現行体制と改正後の体制



個人情報の取扱いについては、現行の斜里町個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法に基づき斜里町個人情報保護法施行条例及び斜里町個人情報保護審査会条例を制定し、法律に準拠することとする。

## 6 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案 73 号

斜里町個人情報保護法施行条例の制定について

このことについて、別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

## 斜里町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び監査委員をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、斜里町個人情報保護審査会条例(令和5年条例第〇号)第1条に規定する斜里町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(斜里町個人情報保護条例の廃止)

第2条 斜里町個人情報保護条例(平成13年条例第37号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の斜里町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条第2項又は第10条の2第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報

(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する実施期間(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧実施期間から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
  - (4) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前に旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第11条第1項若しくは第2項(旧条例第19条第2項及び第23条第3項において準用する場合を含む。)、第19条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正等及び利用停止並びに旧条例第26条第1項若しくは同条第2項において準用する第11条第2項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第32条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する斜里町個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第32条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第1号に掲げる者

(3) 第1項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例に規定する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 74 号

斜里町個人情報保護審査会条例の制定について

このことについて、別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

## 斜里町個人情報保護審査会条例

## (設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年条例第57号)に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、斜里町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 斜里町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第〇号)第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (4) 斜里町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第〇号)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

## (組織)

第3条 審査会は、町長が委嘱する委員5人以内をもって組織し、議会の同意を得て任命する。

## (委員)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし留任を妨げない。

2 審査会は、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該実施機関(斜里町個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に答申しなければならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (意見の聴取等)

第5条 審査会は、第1項に規定する事項を審査し、又は審議するため、必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、町長が定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に、斜里町個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の斜里町個人情報保護条例(平成13年条例第37号)第32条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する斜里町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条の規定による任命を受けたものとみなす。
- 3 町長は、施行日前においても、第3条の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同条の規定による任命を受けたものとみなす。

議案第 75 号

斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「斜里町個人情報保護条例(平成 13 年条例第 37 号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 1-2

斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条～第 10 条 省略 (個人情報の取扱い)</p> <p>第 11 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、<u>斜里町個人情報保護条例(平成 13 年条例第 37 号)</u>に準じて個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>第 1 条～第 10 条 省略 (個人情報の取扱い)</p> <p>第 11 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)</u>に準じて個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

## 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の理由

特定教育・保育施設の基準については、市町村が内閣府令で定める基準に基づき条例で定めることとされているが、この度、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に基づき「斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

### 2 改正する条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年条例第 18 号)

### 3 改正内容

民法の一部改正を受け、児童福祉法において施設の長等による懲戒の規定が削除され、国の特定教育・保育施設等の運営基準についても同様の改正が行われたことから、本条例についても懲戒に関する権限の濫用禁止規定を削除する。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 76 号

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日からする。

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第 26 条 削除</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の理由

家庭的保育事業等の基準については、厚生労働省令に定める基準に基づき市町村が条例で定めることとされているが、この度、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に基づき「斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

### 2 改正する条例

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 26 年条例第 19 号)

### 3 改正内容

#### (1) 安全計画の策定等の義務化

安全計画の策定及び職員研修や訓練の定期的実施等の義務化

#### (2) 自動車を運行する場合の所在の確認

こどものバス送迎時の安全確保を目的とする乳幼児の所在の確認と安全措置の装備設置の義務化

#### (3) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和

インクルーシブ保育を可能とするため、他の社会福祉施設と併設する場合の設備・専従人員基準の緩和

#### (4) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

民法の一部改正を受け、児童福祉法において施設の長等による懲戒の規定が削除され、国の家庭的保育事業等の設備・運営基準についても同様の改正が行われたことから、本条例についても懲戒に関する権限の濫用禁止規定を削除する。

#### (5) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練実施の努力義務化

### 4 施行期日及び経過措置

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

改定後の第 7 条の 3 第 2 項の自動車へのブザーの設置に関しては、必要な代替措置を講じることにより令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置を設ける。

議案第 77 号

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆



斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的  
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳  
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活  
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的  
保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において  
「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前  
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図  
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけ  
ればならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全  
計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のた  
めの移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼  
児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握すること  
ができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎  
を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方  
に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案  
してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるもの  
を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用  
乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認

(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p>

## 資料 1-4

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 省略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第 13 条 削除

(衛生管理等)

第 14 条 省略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予

3～5 省略

防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の理由

放課後児童健全育成事業の基準については、厚生労働省令に基づき市町村が条例で定めることとされているが、この度、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に基づき「斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

### 2 改正する条例

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年条例第20号)

### 3 改正内容

#### (1) 安全計画の策定等の義務化

安全計画の策定及び職員研修や訓練の定期的実施等の義務化

#### (2) 自動車を運行する場合の所在の確認

安全確保を目的とするバス利用の際の利用者の所在の確認の義務化

#### (3) 業務継続計画の策定の努力義務化

感染症や非常災害時の業務継続計画及び職員研修や訓練の定期的実施等の努力義務化

#### (4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練実施の努力義務化

### 4 施行期日及び経過措置

令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

改定後の第6条の2の業務継続計画の策定等に関しては、令和6年3月31日まで経過措置を設ける。

議案第 78 号

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な



措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>

(衛生管理等)

第 13 条 省略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 省略

(業務継続計画の策定等)

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 省略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

資料2-1

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>1 町税</b>	<b>116,000</b>	<b>1 議会費</b>	<b>△ 2,939</b>
1-1-1 個人町民税現年度分追加	38,000	1-1-1 【議員活動研修事業費】	
〔普通徴収分追加	38,000〕	議員報酬更正	△ 1,614
個人町民税滞納繰越分追加	5,000	議員期末手当更正	△ 494
1-1-2 法人町民税現年度分追加	24,000	議員旅費更正	△ 445
〔法人税割分追加	24,000〕	車両借上料更正	△ 176
1-2-1 固定資産税現年度分追加	24,000	持続可能な地域創造ネットワーク会議参加負担金更正	△ 20
〔償却資産分追加	24,000〕	【議会改革推進事業費】	
1-4-1 たばこ税追加	14,000	謝礼金更正	△ 100
1-5-1 入湯税現年度分追加	11,000	職員旅費更正	△ 90
<b>2 地方譲与税</b>	<b>△ 1,837</b>	<b>2 総務費</b>	<b>377,710</b>
2-1-1 地方揮発油譲与税追加	3,400	2-1-1 【一般管理事業費】	
2-2-1 自動車重量譲与税更正	△ 5,500	事務員(一般)報酬更正	△ 2,974
2-3-1 森林環境譲与税追加	263	斜里町コンプライアンス審議員報酬更正	△ 264
<b>3 利子割交付金</b>	<b>△ 270</b>	斜里町ハラスメント相談員報酬更正	△ 264
3-1-1 利子割交付金更正	△ 270	期末手当更正	△ 382
<b>4 配当割交付金</b>	<b>2,800</b>	共済組合負担金更正	△ 97
4-1-1 配当割交付金追加	2,800	社会保険料等更正	△ 296
<b>6 法人事業税交付金</b>	<b>9,035</b>	特別職旅費更正	△ 400
6-1-1 法人事業税交付金追加	9,035	通信運搬費更正	△ 200
<b>7 地方消費税交付金</b>	<b>24,591</b>	繰越明許 手数料	40
7-1-1 地方消費税交付金追加	24,591	繰越明許 保険料	28
〔一般財源分追加	11,400〕	ドライブレコーダー購入費更正	△ 905
〔社会保障財源分追加	13,191〕	低公害車購入費(1台)更正	△ 519
<b>8 環境性能割交付金</b>	<b>3,073</b>	繰越明許 低公害車購入費(一般用1台)	1,700
		繰越明許 自動車重量税	4
		オホーツク町村会負担金更正	△ 379
		オホーツク町村会東京23区交流連携推進事業負担金更正	△ 182
		【庁舎維持管理事業費】	
		ボイラー運転士報酬更正	△ 302

## 令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
8-1-1 環境性能割交付金追加 <span style="float: right;">3,073</span>	共済組合負担金更正 <span style="float: right;">△ 15</span>
<b>9 地方特例交付金</b> <span style="float: right;"><b>111</b></span>	社会保険料等更正 <span style="float: right;">△ 15</span>
9-1-1 地方特例交付金追加 <span style="float: right;">111</span>	庁舎機械警備業務委託料更正 <span style="float: right;">△ 132</span>
<b>10 地方交付税</b> <span style="float: right;"><b>47,978</b></span>	総合庁舎当日直業務委託料更正 <span style="float: right;">△ 261</span>
10-1-1 普通交付税追加 <span style="float: right;">46,757</span>	<b>【顕彰・表彰授与事業費】</b>
特別交付税追加 <span style="float: right;">1,221</span>	記念品代更正 <span style="float: right;">△ 464</span>
<b>11 交通安全対策特別交付金</b> <span style="float: right;"><b>△ 540</b></span>	2-1-3 <b>【職員研修事業費】</b>
11-1-1 交通安全対策特別交付金更正 <span style="float: right;">△ 540</span>	職員旅費更正 <span style="float: right;">△ 950</span>
<b>12 分担金及び負担金</b> <span style="float: right;"><b>△ 16,478</b></span>	2-1-4 <b>【行政事務OA化システム推進事業費】</b>
12-1-1 美咲排水機場施設管理事業受益者分担金更正 <span style="float: right;">△ 221</span>	通信運搬費更正 <span style="float: right;">△ 283</span>
右岸排水機場施設管理事業受益者分担金更正 <span style="float: right;">△ 73</span>	地域インターネットシステム保守等委託料更正 <span style="float: right;">△ 338</span>
川上大栄地区農地整備事業受益者分担金更正 <span style="float: right;">△ 895</span>	RPA及びAI-OCR導入業務委託料更正 <span style="float: right;">△ 255</span>
峰浜豊倉地区農地整備事業受益者分担金更正 <span style="float: right;">△ 15,289</span>	2-1-5 <b>【奨学金推進事業費】</b>
<b>13 使用料及び手数料</b> <span style="float: right;"><b>△ 9,139</b></span>	奨学金貸付金更正 <span style="float: right;">△ 960</span>
13-1-2 常設保育園保育料更正 <span style="float: right;">△ 2,110</span>	2-1-6 <b>【姉妹町友好都市推進事業費】</b>
13-1-5 オロンコ岩駐車場使用料更正 <span style="float: right;">△ 4,141</span>	竹富町・弘前市との交流を進める会助成金更正 <span style="float: right;">△ 350</span>
13-1-6 町営住宅使用料更正 <span style="float: right;">△ 2,788</span>	2-1-7 <b>【住民窓口事業費】</b>
13-1-7 博物館入場料更正 <span style="float: right;">△ 100</span>	低公害車購入費更正 <span style="float: right;">△ 421</span>
<b>14 国庫支出金</b> <span style="float: right;"><b>556</b></span>	<b>【斜里町漁村センター管理運営事業費】</b>
14-1-1 障害者医療費負担金更正 <span style="float: right;">△ 100</span>	光熱水費追加 <span style="float: right;">115</span>
〔育成医療分更正 <span style="float: right;">△ 100</span> 〕	<b>【ウトロ地区冬季路面对策事業費】</b>
障害者自立支援給付費負担金追加 <span style="float: right;">300</span>	光熱水費追加 <span style="float: right;">8,650</span>
〔サービス費等分追加 <span style="float: right;">300</span> 〕	ウトロ地区除排雪業務委託料追加 <span style="float: right;">7,260</span>
障害児入所給付費等負担金追加 <span style="float: right;">3,413</span>	2-1-10 <b>【町営住宅管理事業費】</b>
国民健康保険基盤安定負担金追加 <span style="float: right;">791</span>	新望岳団地A棟エレベーター基盤等更新工事費更正 <span style="float: right;">△ 66</span>
〔支援分追加 <span style="float: right;">791</span> 〕	新望岳団地中通路等改修工事費更正 <span style="float: right;">△ 99</span>
児童手当負担金更正 <span style="float: right;">△ 12,564</span>	<b>【町職員住宅管理事業費】</b>
国民健康保険未就学児均等割保険料負担金更正 <span style="float: right;">△ 42</span>	職員住宅外壁改修工事費更正 <span style="float: right;">△ 88</span>
デジタル田園都市国家構想推進交付金更正 <span style="float: right;">△ 2,731</span>	職員住宅除却工事費更正 <span style="float: right;">△ 2,193</span>
	<b>【基金管理事業費】</b>
	北海道備荒資金組合普通納付金 <span style="float: right;">100,000</span>
	財政調整基金積立金追加 <span style="float: right;">250,524</span>
	〔調整資金分追加 <span style="float: right;">60,392</span> 〕
	減債資金分 <span style="float: right;">190,132</span> 〕
	その他特定目的基金追加 <span style="float: right;">133</span>

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
	[テレワーク推進事業分更正 △ 2,731]		ふるさと応援「まちなみ」基金積立金 20,000
	グリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金追加 50		ふるさと応援「いきいき」基金積立金 60,000
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金更正 △ 14,168	2-1-11 【地域づくり推進事業費】	職員旅費更正 △ 262
14-2-2	子ども・子育て支援交付金更正 △ 5,057		消耗品費更正 △ 88
	[放課後児童健全育成事業分更正 △ 5,063]		通信運搬費更正 △ 100
	[乳児家庭全戸訪問事業分更正 △ 1]		ふるさと斜里会参加負担金更正 △ 80
	[養育支援訪問事業分追加 4]		斜里町国際交流推進協議会助成金更正 △ 430
	[子育て援助活動支援事業分追加 3]		斜里町活性化推進期成会助成金更正 △ 400
	子どものための教育・保育給付交付金更正 △ 1,313	2-1-11 【地域おこし協力隊事業費(DX・情報発信関係分)】	地域おこし協力隊員報酬更正 △ 5,100
	[施設型給付分追加 4,644]		期末手当更正 △ 470
	[地域型保育給付分更正 △ 5,957]		社会保険料等更正 △ 750
	子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金更正 △ 1,186		職員旅費更正 △ 155
	[事業費分更正 △ 1,000]		燃料費更正 △ 650
	[事務費分更正 △ 186]		車両借上料更正 △ 720
14-2-3	循環型社会形成推進交付金更正 △ 619		不動産借上料更正 △ 840
	特定感染症検査等事業費補助金更正 △ 445		【地域活性化起業人事業費】
14-2-4	社会資本整備総合交付金追加 46,468		DX推進業務委託料更正 △ 1,000
	[羅蒨道路整備事業分追加 10,213]		地域活性化起業人負担金更正 △ 2,800
	[中斜里6号道路整備事業分追加 353]		【個人版ふるさと納税推進事業費】
	[町営住宅改善事業分追加 2,124]		ふるさと応援「みどり」基金積立金追加 1,000
	[公営住宅家賃低廉化事業分 30,250]		ふるさと応援「まちなみ」基金積立金更正 △ 1,000
	[公営住宅家賃減免事業分 3,528]		ふるさと応援「いきいき」基金積立金追加 2,000
	防災・安全社会資本整備交付金更正 △ 10,500		ふるさと応援「ちょうみん」基金積立金更正 △ 3,000
	[道路保全事業分更正 △ 10,500]		令和4年4月23日海難事故基金積立金追加 1,000
	道路メンテナンス補助金更正 △ 162		【総合計画策定事業費】
	[橋梁長寿命化分更正 △ 162]		総合計画策定委員報酬更正 △ 1,300
	コンパクトシティ形成支援事業費補助金更正 △ 300		講師等旅費更正 △ 139
14-3-1	参議院議員選挙事務費委託金更正 △ 1,279		通信運搬費更正 △ 105
		2-1-12 【広報広聴推進事業費】	サイトオブション機能構築業務委託料更正 △ 700
<b>15 道支出金</b>	<b>△ 12,772</b>	2-1-14 【雇用創出・交流・ブランディング地域創造事業費】	光熱水費追加 105
15-1-1	障害者医療負担金更正 △ 50		
	[育成医療分更正 △ 50]		

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
障害者自立支援給付費負担金追加	150	手数料更正	△ 400
〔サービス費等分追加	150〕	知床しゃりブランド運営委員会助成金更正	△ 500
障害児入所給付費等負担金追加	1,707	<b>【結婚・子育て地域創造戦略事業費】</b>	
養育医療給付事業負担金追加	66	ウトロ子どもセンター支援員報酬更正	△ 2,187
国民健康保険基盤安定負担金追加	2,479	期末手当更正	△ 266
〔軽減分追加	2,083〕	処遇改善手当更正	△ 216
〔支援分追加	396〕	共済組合負担金更正	△ 75
後期高齢者医療保険基盤安定負担金更正	△ 2,475	社会保険料等更正	△ 293
児童手当負担金更正	△ 2,756	職員旅費更正	△ 5
国民健康保険未就学児均等割保険料負担金更正	△ 21	斜里町農村後継者対策推進協議会助成金更正	△ 150
自然環境整備交付金更正	△ 59	<b>【住み続けたいまちづくり地域創造戦略事業費】</b>	
〔知床自然センター窓ガラス補強事業分更正	△ 59〕	介護職員初任者研修開催事業委託料更正	△ 198
15-2-2 老人クラブ運営費補助金更正	△ 200	斜里町地域公共交通活性化協議会負担金更正	△ 1,100
子ども・子育て支援交付金更正	△ 5,057	2-1-16 <b>【協働によるまちづくり推進事業費】</b>	
〔放課後児童健全育成事業分更正	△ 5,063〕	協働によるまちづくり推進補助金更正	△ 1,900
〔乳児家庭全戸訪問事業分更正	△ 1〕	2-1-21 <b>【再生可能エネルギー等対策事業費】</b>	
〔養育支援訪問事業分追加	4〕	住宅用太陽光発電システム設置補助金更正	△ 700
〔子育て援助活動支援事業分追加	3〕	2-1-22 <b>【自然保護対策事業費】</b>	
保育料軽減支援事業費補助金追加	1,288	トイレ借上料更正	△ 264
〔認定こども園分追加	802〕	<b>【自然環境保護管理対策事業費】</b>	
〔常設保育園分追加	936〕	ふるさと応援「みどり」基金積立金追加	50
〔へき地保育所分更正	△ 450〕	国立公園内森林保全事業特別会計繰出金追加	89
子どものための教育・保育給付交付金追加	△ 126	2-1-23 <b>【国立公園内園地管理事業費】</b>	
〔施設型給付分追加	2,570〕	知床自然センター窓ガラス補強工事費更正	△ 117
〔地域型保育給付分更正	△ 2,696〕	2-1-24 <b>【町有林管理事業費】</b>	
北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金更正	△ 400	保険料更正	△ 248
15-2-3 乳幼児医療費補助金更正	△ 1,322	<b>【町有林整備事業費】</b>	
〔医療費分更正	△ 1,322〕	町有林整備工事費更正	△ 4,056
15-2-4 農業委員会活動促進事業補助金追加	785	〔下刈分更正	△ 491〕
農地利用最適化交付金追加	1,772	〔除間伐等分追加	2,528〕
		〔植栽分更正	△ 6,093〕
		2-1-26 <b>【新型コロナワクチン接種体制確保事業費】</b>	



## 令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出																																																																																																																						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">基幹水利施設管理事業補助金更正</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△ 1,460</td> </tr> <tr> <td>道営農業農村整備事業促進費交付金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,258</td> </tr> <tr> <td>次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業交付金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 510</td> </tr> <tr> <td>町有林管理事業補助金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 3,459</td> </tr> <tr> <td>森林整備対策事業補助金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,252</td> </tr> <tr> <td>15-3-1 指定統計調査委託金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 189</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">住宅土地統計調査交付金更正</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">△ 32</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">就業構造基本調査更正</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">△ 90</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">工業統計調査更正</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">△ 67</td> </tr> <tr> <td>15-3-2 病害虫緊急防除・まん延防止等対策業務委託金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 377</td> </tr> <tr> <td>15-3-3 建築物調査委託金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 48</td> </tr> <tr> <td><b>16 財産収入</b></td> <td style="text-align: right;"><b>3,159</b></td> </tr> <tr> <td>16-1-2 財政調整基金利子追加</td> <td style="text-align: right;">524</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">調整資金分追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">392</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">減債資金分追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>その他目的基金利子追加</td> <td style="text-align: right;">133</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「みどり」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「しごと」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「まちなみ」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">81</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「くらし」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「いきいき」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「まなび」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ふるさと応援「ちょうみん」基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">国営畑総事業負担金等準備基金更正</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">△ 2</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">漁業振興基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">森林環境譲与税基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">ウトロ・斜里市街地整備推進基金追加</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>16-2-1 町有林立木素材売払収入追加</td> <td style="text-align: right;">2,502</td> </tr> <tr> <td><b>17 寄附金</b></td> <td style="text-align: right;"><b>953</b></td> </tr> <tr> <td>17-1-1 ふるさと応援「みどり」基金寄付金追加</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> </table>	基幹水利施設管理事業補助金更正	△ 1,460	道営農業農村整備事業促進費交付金更正	△ 1,258	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業交付金更正	△ 510	町有林管理事業補助金更正	△ 3,459	森林整備対策事業補助金更正	△ 1,252	15-3-1 指定統計調査委託金更正	△ 189	住宅土地統計調査交付金更正	△ 32	就業構造基本調査更正	△ 90	工業統計調査更正	△ 67	15-3-2 病害虫緊急防除・まん延防止等対策業務委託金更正	△ 377	15-3-3 建築物調査委託金更正	△ 48	<b>16 財産収入</b>	<b>3,159</b>	16-1-2 財政調整基金利子追加	524	調整資金分追加	392	減債資金分追加	132	その他目的基金利子追加	133	ふるさと応援「みどり」基金追加	8	ふるさと応援「しごと」基金追加	7	ふるさと応援「まちなみ」基金追加	81	ふるさと応援「くらし」基金追加	3	ふるさと応援「いきいき」基金追加	4	ふるさと応援「まなび」基金追加	12	ふるさと応援「ちょうみん」基金追加	5	国営畑総事業負担金等準備基金更正	△ 2	漁業振興基金追加	12	森林環境譲与税基金追加	2	ウトロ・斜里市街地整備推進基金追加	1	16-2-1 町有林立木素材売払収入追加	2,502	<b>17 寄附金</b>	<b>953</b>	17-1-1 ふるさと応援「みどり」基金寄付金追加	50	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">事務員(一般)報酬更正</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△ 562</td> </tr> <tr> <td>看護師報酬更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,980</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当更正</td> <td style="text-align: right;">△ 951</td> </tr> <tr> <td>職員旅費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 247</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員費用弁償更正</td> <td style="text-align: right;">△ 398</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 2,332</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 779</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン接種タクシー運行業務委託料更正</td> <td style="text-align: right;">△ 924</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン接種券通知業務委託料更正</td> <td style="text-align: right;">△ 330</td> </tr> <tr> <td>健康管理システム改修業務委託料更正</td> <td style="text-align: right;">△ 2,508</td> </tr> <tr> <td>予約管理システム導入業務委託料更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,782</td> </tr> <tr> <td>データ標準レイアウト改版対応業務委託料更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,375</td> </tr> <tr> <td><b>【子育て世帯生活支援特別給付金事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 140</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯生活支援特別給付金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 2,000</td> </tr> <tr> <td><b>【経済対策事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会助成金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,100</td> </tr> <tr> <td><b>【庁内デジタル化推進事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信運搬費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 170</td> </tr> <tr> <td>役場庁舎休養室等リモート会議室化改修工事費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 415</td> </tr> <tr> <td><b>【北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道子育て世帯臨時特別給付金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 400</td> </tr> <tr> <td><b>【新型コロナウイルス感染症対策事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆめホール知床トイレ抗菌改修工事費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 110</td> </tr> <tr> <td>知床博物館・交流記念館トイレ抗菌改修工事費更正</td> <td style="text-align: right;">△ 77</td> </tr> <tr> <td>斜里地区消防組合負担金</td> <td style="text-align: right;">△ 330</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">常備消防費負担金更正</td> <td style="border-left: 1px solid black; text-align: right;">△ 330</td> </tr> <tr> <td><b>【一次産業燃油生産資材高騰対策支援事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一次産業燃油生産資材高騰対策支援金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 315</td> </tr> </table>	事務員(一般)報酬更正	△ 562	看護師報酬更正	△ 1,980	時間外勤務手当更正	△ 951	職員旅費更正	△ 247	会計年度任用職員費用弁償更正	△ 398	印刷製本費更正	△ 2,332	通信運搬費更正	△ 779	新型コロナウイルスワクチン接種タクシー運行業務委託料更正	△ 924	新型コロナウイルスワクチン接種券通知業務委託料更正	△ 330	健康管理システム改修業務委託料更正	△ 2,508	予約管理システム導入業務委託料更正	△ 1,782	データ標準レイアウト改版対応業務委託料更正	△ 1,375	<b>【子育て世帯生活支援特別給付金事業費】</b>		消耗品費更正	△ 140	子育て世帯生活支援特別給付金更正	△ 2,000	<b>【経済対策事業費】</b>		知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会助成金更正	△ 1,100	<b>【庁内デジタル化推進事業費】</b>		通信運搬費更正	△ 170	役場庁舎休養室等リモート会議室化改修工事費更正	△ 415	<b>【北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費】</b>		北海道子育て世帯臨時特別給付金更正	△ 400	<b>【新型コロナウイルス感染症対策事業費】</b>		ゆめホール知床トイレ抗菌改修工事費更正	△ 110	知床博物館・交流記念館トイレ抗菌改修工事費更正	△ 77	斜里地区消防組合負担金	△ 330	常備消防費負担金更正	△ 330	<b>【一次産業燃油生産資材高騰対策支援事業費】</b>		一次産業燃油生産資材高騰対策支援金更正	△ 315
基幹水利施設管理事業補助金更正	△ 1,460																																																																																																																						
道営農業農村整備事業促進費交付金更正	△ 1,258																																																																																																																						
次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業交付金更正	△ 510																																																																																																																						
町有林管理事業補助金更正	△ 3,459																																																																																																																						
森林整備対策事業補助金更正	△ 1,252																																																																																																																						
15-3-1 指定統計調査委託金更正	△ 189																																																																																																																						
住宅土地統計調査交付金更正	△ 32																																																																																																																						
就業構造基本調査更正	△ 90																																																																																																																						
工業統計調査更正	△ 67																																																																																																																						
15-3-2 病害虫緊急防除・まん延防止等対策業務委託金更正	△ 377																																																																																																																						
15-3-3 建築物調査委託金更正	△ 48																																																																																																																						
<b>16 財産収入</b>	<b>3,159</b>																																																																																																																						
16-1-2 財政調整基金利子追加	524																																																																																																																						
調整資金分追加	392																																																																																																																						
減債資金分追加	132																																																																																																																						
その他目的基金利子追加	133																																																																																																																						
ふるさと応援「みどり」基金追加	8																																																																																																																						
ふるさと応援「しごと」基金追加	7																																																																																																																						
ふるさと応援「まちなみ」基金追加	81																																																																																																																						
ふるさと応援「くらし」基金追加	3																																																																																																																						
ふるさと応援「いきいき」基金追加	4																																																																																																																						
ふるさと応援「まなび」基金追加	12																																																																																																																						
ふるさと応援「ちょうみん」基金追加	5																																																																																																																						
国営畑総事業負担金等準備基金更正	△ 2																																																																																																																						
漁業振興基金追加	12																																																																																																																						
森林環境譲与税基金追加	2																																																																																																																						
ウトロ・斜里市街地整備推進基金追加	1																																																																																																																						
16-2-1 町有林立木素材売払収入追加	2,502																																																																																																																						
<b>17 寄附金</b>	<b>953</b>																																																																																																																						
17-1-1 ふるさと応援「みどり」基金寄付金追加	50																																																																																																																						
事務員(一般)報酬更正	△ 562																																																																																																																						
看護師報酬更正	△ 1,980																																																																																																																						
時間外勤務手当更正	△ 951																																																																																																																						
職員旅費更正	△ 247																																																																																																																						
会計年度任用職員費用弁償更正	△ 398																																																																																																																						
印刷製本費更正	△ 2,332																																																																																																																						
通信運搬費更正	△ 779																																																																																																																						
新型コロナウイルスワクチン接種タクシー運行業務委託料更正	△ 924																																																																																																																						
新型コロナウイルスワクチン接種券通知業務委託料更正	△ 330																																																																																																																						
健康管理システム改修業務委託料更正	△ 2,508																																																																																																																						
予約管理システム導入業務委託料更正	△ 1,782																																																																																																																						
データ標準レイアウト改版対応業務委託料更正	△ 1,375																																																																																																																						
<b>【子育て世帯生活支援特別給付金事業費】</b>																																																																																																																							
消耗品費更正	△ 140																																																																																																																						
子育て世帯生活支援特別給付金更正	△ 2,000																																																																																																																						
<b>【経済対策事業費】</b>																																																																																																																							
知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会助成金更正	△ 1,100																																																																																																																						
<b>【庁内デジタル化推進事業費】</b>																																																																																																																							
通信運搬費更正	△ 170																																																																																																																						
役場庁舎休養室等リモート会議室化改修工事費更正	△ 415																																																																																																																						
<b>【北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費】</b>																																																																																																																							
北海道子育て世帯臨時特別給付金更正	△ 400																																																																																																																						
<b>【新型コロナウイルス感染症対策事業費】</b>																																																																																																																							
ゆめホール知床トイレ抗菌改修工事費更正	△ 110																																																																																																																						
知床博物館・交流記念館トイレ抗菌改修工事費更正	△ 77																																																																																																																						
斜里地区消防組合負担金	△ 330																																																																																																																						
常備消防費負担金更正	△ 330																																																																																																																						
<b>【一次産業燃油生産資材高騰対策支援事業費】</b>																																																																																																																							
一次産業燃油生産資材高騰対策支援金更正	△ 315																																																																																																																						

### 令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
遊覧船事故対応関連寄付金追加 〔法人/1法人 団体/1団体〕	603	〔林業・水産業支援分更正〕	△ 315
ゆめホール知床施設修繕寄付金 〔法人/1法人〕	300	2-1-27 【遊覧船事故対応事業費】	
<b>18 繰入金</b>	<b>△ 184,356</b>	時間外勤務手当更正	△ 550
18-1-1 財政調整基金繰入金更正	△ 181,907	職員旅費更正	△ 60
〔調整資金分更正〕	△ 136,907	消耗品費更正	△ 824
〔減債資金分更正〕	△ 45,000	食糧費更正	△ 700
ふるさと応援「まちなみ」基金繰入金更正	△ 295	燃料費更正	△ 1,320
ふるさと応援「まなび」基金繰入金更正	△ 1,293	特別清掃業務委託料更正	△ 110
令和4年4月23日海難事故基金繰入金更正	△ 619	車両借上料更正	△ 900
繰越明許 令和4年4月23日海難事故基金繰入金追加	2,500	事故対応備品購入費更正	△ 1,350
国営畑総事業負担金等準備基金繰入金更正	△ 223	斜里地区消防組合負担金更正	△ 1,803
森林環境譲与税基金繰入金更正	△ 2,519	〔常備消防費分更正〕	△ 1,803
<b>19 繰越金</b>	<b>264,396</b>	搜索費用支援金更正	△ 619
19-1-1 前年度繰越金追加	264,396	繰越明許 4.23知床遊覧船事故被害者追悼式実行委員会 助成金	2,500
<b>20 諸収入</b>	<b>△ 888</b>	令和4年4月23日海難事故基金積立金追加	603
20-1-1 延滞金追加	1,006	2-2-1 【徴収事業費】	
20-3-1 奨学金貸付返還金更正	△ 918	繰越明許 手数料追加	65
浄化槽設置資金貸付金返還金更正	△ 1,100	繰越明許 保険料	28
20-4-4 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金追加	425	繰越明許 低公害車購入費(徴収等1台)	2,969
移送サービス利用者負担金更正	△ 96	繰越明許 自動車重量税	37
養育医療費徴収金追加	139	2-3-1 【戸籍住民登録一般事業費】	
介護職員初任者研修受講料更正	△ 405	事務員(一般)報酬更正	△ 1,190
介護保険低所得者軽減助成金返戻金更正	△ 900	期末手当更正	△ 100
常設保育園給食費追加	721	職員旅費更正	△ 254
美咲川上宮農用水工事補償金更正	△ 5,486	社会保険料等更正	△ 190
ゆめホール知床主催事業入場料更正	△ 700	会計年度任用職員費用弁償更正	△ 44
ゆめホール知床公演事業助成金更正	△ 285	コンビニ交付システム構築委託料更正	△ 3,004
学校給食費更正	△ 930	コンビニ交付システム保守委託料更正	△ 417
		2-4-1 【選挙管理委員会運営事業費】	
		選挙管理委員報酬更正	△ 104
		委員旅費更正	△ 25
		職員旅費更正	△ 28

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
	市町村振興宝くじ交付金	7,641	
<b>21 町債</b>		<b>△ 59,319</b>	
21-1-1	臨時財政対策債更正	△ 11,219	
	公共施設等除却事業債	△ 1,900	
	〔職員住宅分更正 △ 1,900〕		
	低公害車購入事業債(6台)更正	△ 4,600	
繰越明許	低公害車購入事業債(6台)	12,800	
	知床自然センター窓ガラス補強改修事業債更正	△ 100	
21-1-3	ごみ運搬車購入事業債更正	△ 11,000	
	資源化施設生成物移送コンベア更新事業債更正	△ 700	
21-1-5	ウトロ環状道路整備事業債更正	△ 700	
	第2開峰橋改修事業債更正	△ 400	
	羅蒨道路整備事業債更正	△ 10,800	
	中斜里6号道路整備事業債更正	△ 14,400	
	地方道路等整備事業債更正	△ 400	
	歩道整備事業債更正	△ 100	
	道路側溝等改修事業債更正	△ 2,000	
	橋梁長寿命化事業債更正	△ 100	
	道路保全事業債更正	△ 7,900	
	トンネル長寿命化事業債更正	△ 300	
	公園長寿命化事業債更正	△ 100	
	町営住宅改善事業債更正	△ 2,900	
21-1-7	学校長寿命化改良事業債更正	△ 300	
	斜里中学校グラウンド等整備事業債更正	△ 400	
	知床ウトロ学校教職員住宅整備事業債更正	△ 1,500	
	中斜里分館改修事業債更正	△ 300	
2-4-2	管内選挙管理委員会連合会負担金更正	△ 20	
	<b>【参議院議員選挙事務運営事業費】</b>		
	選挙管理委員報酬更正	△ 100	
	期日前投票管理者・立会人報酬更正	△ 244	
	開票管理者・立会人報酬更正	△ 18	
	事務員(一般)報酬更正	△ 234	
	管理職特別勤務手当更正	△ 49	
	時間外勤務手当更正	△ 383	
	委員旅費更正	△ 13	
	会計年度任用職員費用弁償更正	△ 17	
	消耗品費更正	△ 50	
	食糧費更正	△ 6	
	印刷製本費更正	△ 12	
	修繕料更正	△ 20	
	通信運搬費更正	△ 115	
	手数料更正	△ 9	
	広告料更正	△ 2	
	ハイヤー使用料更正	△ 7	
2-5-1	<b>【統計調査事業費】</b>		
	統計調査員報酬更正	△ 60	
	事務員(一般)報酬更正	△ 139	
2-6-1	<b>【監査委員運営事業費】</b>		
	委員旅費更正	△ 31	
	職員旅費更正	△ 15	
	管内監査委員協議会負担金更正	△ 11	
<b>3 民生費</b>		<b>△ 68,120</b>	
3-1-1	<b>【福祉団体活動推進事業費】</b>		
	斜里町戦没者追悼式実行委員会負担金更正	△ 106	
	高齢者等社会参加促進助成金更正	△ 18	
	斜里町社会福祉協議会助成金更正	△ 178	
	斜里町赤十字奉仕団助成金更正	△ 20	
3-1-2	<b>【心身障害者等対策事業費】</b>		
	腎機能障害者通院交通費扶助費更正	△ 300	
	重度心身障害者交通費扶助費更正	△ 300	
	重度心身障害者援護資金扶助費更正	△ 36	

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出								
	子ども通園センター通園費扶助費更正 △ 50								
	<b>【障害者地域生活支援事業費】</b>								
	コミュニケーション支援事業委託料更正 △ 80								
	日中一時支援扶助費更正 △ 225								
	<b>【総合支援給付費事業費】</b>								
	特例介護給付等給付費扶助費更正 △ 1,000								
	育成医療給付扶助費更正 △ 200								
	計画相談支援扶助費追加 1,600								
	障害児施設措置費(給付費等)扶助費追加 6,826								
	3-1-5 <b>【高齢者福祉推進事業費】</b>								
	地域交流敬老事業助成金更正 △ 175								
	<b>【デイサービス運営支援事業費】</b>								
	ウトロデイサービスセンター機械浴更新工事費更正 △ 171								
	<b>【地域おこし協力隊事業費(特別養護老人ホーム分)】</b>								
	地域おこし協力隊員報酬更正 △ 887								
	職員旅費更正 △ 280								
	燃料費更正 △ 282								
	<b>【介護保険事業特別会計繰出事業費】</b>								
	介護保険事業特別会計繰出金更正 △ 8,791								
	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">介護給付費負担分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 8,485</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">地域支援事業分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 306</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"><small>[介護予防・日常生活支援総合事業分更正 △110]</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"><small>[包括的支援事業分更正 △196]</small></td> <td></td> </tr> </table>	介護給付費負担分更正	△ 8,485	地域支援事業分更正	△ 306	<small>[介護予防・日常生活支援総合事業分更正 △110]</small>		<small>[包括的支援事業分更正 △196]</small>	
介護給付費負担分更正	△ 8,485								
地域支援事業分更正	△ 306								
<small>[介護予防・日常生活支援総合事業分更正 △110]</small>									
<small>[包括的支援事業分更正 △196]</small>									
	3-1-6 <b>【高齢者生活支援事業費】</b>								
	移送サービス事業委託料更正 △ 321								
	介護保険低所得利用者負担金助成金更正 △ 2,058								
	介護用品支給事業助成金(入院者)更正 △ 595								
	介護用品支給事業助成金(在宅)更正 △ 1,383								
	移送サービス利用者助成金追加 91								
	<b>【認知症高齢者支援事業費】</b>								
繰越明許	手数料追加 86								
繰越明許	保険料追加 28								
	低公害車購入費(3台)更正 △ 455								
繰越明許	低公害購入費(福祉車両1台) 3,155								
繰越明許	自動車重量税追加 117								
	3-1-8 <b>【北海道医療給付事業費】</b>								

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出																
	乳幼児医療費扶助費更正 <span style="float: right;">△ 4,000</span>																
	<b>【養育医療給付事業費】</b>																
	養育医療扶助費追加 <span style="float: right;">400</span>																
	<b>【国民健康保険事業費】</b>																
	国民健康保険事業特別会計繰出金追加 <span style="float: right;">2,957</span>																
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">出産育児一時金分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 560</td> <td rowspan="7" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-left: 10px;">}</td> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle;"></td> </tr> <tr> <td>保健基盤安定分追加</td> <td style="text-align: right;">4,358</td> </tr> <tr> <td>[保険料軽減分追加 2,776]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[保険者支援分追加 1,582]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未就学児均等割分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 84</td> </tr> <tr> <td>財政安定化支援分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 187</td> </tr> <tr> <td>事務費分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 570</td> </tr> </table>	出産育児一時金分更正	△ 560	}		保健基盤安定分追加	4,358	[保険料軽減分追加 2,776]		[保険者支援分追加 1,582]		未就学児均等割分更正	△ 84	財政安定化支援分更正	△ 187	事務費分更正	△ 570
出産育児一時金分更正	△ 560	}															
保健基盤安定分追加	4,358																
[保険料軽減分追加 2,776]																	
[保険者支援分追加 1,582]																	
未就学児均等割分更正	△ 84																
財政安定化支援分更正	△ 187																
事務費分更正	△ 570																
	<b>【後期高齢者医療事業費】</b>																
	後期高齢者医療特別会計繰出金更正 <span style="float: right;">△ 3,409</span>																
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">保険基盤安定分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 3,299</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-left: 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"></td> </tr> <tr> <td>事務費分更正</td> <td style="text-align: right;">△ 110</td> </tr> </table>	保険基盤安定分更正	△ 3,299	}		事務費分更正	△ 110										
保険基盤安定分更正	△ 3,299	}															
事務費分更正	△ 110																
	3-2-1 <b>【児童手当支給事業費】</b>																
	児童手当扶助費更正 <span style="float: right;">△ 17,985</span>																
	3-2-3 <b>【保育一般事業費】</b>																
	保育士報酬更正 <span style="float: right;">△ 6,841</span>																
	保育士給料更正 <span style="float: right;">△ 22,636</span>																
	寒冷地手当更正 <span style="float: right;">△ 113</span>																
	時間外勤務手当更正 <span style="float: right;">△ 1,542</span>																
	通勤手当更正 <span style="float: right;">△ 144</span>																
	期末手当更正 <span style="float: right;">△ 4,728</span>																
	処遇改善手当更正 <span style="float: right;">△ 1,080</span>																
	共済組合負担金更正 <span style="float: right;">△ 4,527</span>																
	3-2-4 <b>【へき地保育所管理運営事業費】</b>																
	時間外勤務手当追加 <span style="float: right;">159</span>																
	通勤手当追加 <span style="float: right;">51</span>																
	処遇改善手当追加 <span style="float: right;">108</span>																
	3-2-5 <b>【仲よしクラブ運営事業費】</b>																
	支援員報酬更正 <span style="float: right;">△ 5,940</span>																
	期末手当更正 <span style="float: right;">△ 1,023</span>																

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	処遇改善手当更正 <span style="float: right;">△ 597</span> 共済組合負担金更正 <span style="float: right;">△ 475</span> 社会保険料等更正 <span style="float: right;">△ 293</span> 職員旅費更正 <span style="float: right;">△ 167</span> <b>【児童館管理運営事業費】</b> 期末手当更正 <span style="float: right;">△ 159</span> 処遇改善手当更正 <span style="float: right;">△ 200</span> 3-2-6 <b>【子どものための教育・保育事業費】</b> 認定こども園教育・保育施設型給付費負担金追加 <span style="float: right;">10,653</span> 認定こども園第三子以降保育料助成金更正 <span style="float: right;">△ 581</span>
	<b>4 衛生費</b> <span style="float: right;"><b>△ 30,564</b></span>
	4-1-2 <b>【環境衛生施設維持管理事業費】</b> 斎場霊園墓地環境整備業務委託料更正 <span style="float: right;">△ 100</span> オホーツク斎場火葬炉設備修繕工事費更正 <span style="float: right;">△ 140</span> <b>【浄化槽設置整備事業費】</b> 浄化槽台帳システム使用料更正 <span style="float: right;">△ 165</span> 浄化槽設置整備事業補助金更正 <span style="float: right;">△ 3,897</span> 浄化槽設置促進助成金更正 <span style="float: right;">△ 210</span> 浄化槽貸付金利子補給補助金更正 <span style="float: right;">△ 16</span> 浄化槽設置資金貸付金更正 <span style="float: right;">△ 1,100</span> 4-1-3 <b>【成人保健事業費】</b> 基本健康診査委託料更正 <span style="float: right;">△ 103</span> 胃がん検診委託料更正 <span style="float: right;">△ 290</span> 子宮頸がん検診委託料更正 <span style="float: right;">△ 782</span> 乳がん検診委託料更正 <span style="float: right;">△ 302</span> 大腸がん検診委託料更正 <span style="float: right;">△ 277</span> 結核・肺がん検診委託料更正 <span style="float: right;">△ 105</span> 4-1-4 <b>【感染症予防事業費】</b> 予防接種業務委託料更正 <span style="float: right;">△ 5,389</span> 風しん抗体検査委託料更正 <span style="float: right;">△ 337</span> 風しん予防接種委託料更正 <span style="float: right;">△ 125</span> HPV感染症予防接種委託料更正 <span style="float: right;">△ 3,401</span> 健康管理システム改修委託料更正 <span style="float: right;">△ 535</span> 4-1-5 <b>【母子保健対策事業費】</b> 繰越明許手数料追加 <span style="float: right;">157</span>

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	繰越明許 保険料 55 保健師報酬更正 △ 107 妊婦健診委託料更正 △ 1,718 脱臼健診委託料更正 △ 120 産後ケア委託料追加 111 妊婦健診助成金更正 △ 127 3歳児健診視力検査用機器購入費更正 △ 107 繰越明許 低公害車購入費(訪問等2台) 3,301 繰越明許 自動車重量税 8 4-1-6 <b>【精神保健対策事業費】</b> 精神障害者社会定期応訓練扶助費更正 △ 174 4-2-1 <b>【し尿処理対策事業費】</b> 斜里郡3町終末処理事業組合負担金追加 1,061 ウトロ地区し尿収集軽減助成金更正 △ 130 4-2-2 <b>【廃棄物収集事業費】</b> 消耗品費追加 595 <b>【廃棄物処理事業費】</b> 修繕料更正 △ 700 通信運搬費更正 △ 999 手数料更正 △ 3,846 ごみ運搬車購入費(2台)更正 △ 10,550 <b>5 労働費</b> <span style="float: right;"><b>△ 475</b></span>
	5-1-1 <b>【労働環境安定化事業費】</b> 斜里地区連合会助成金更正 △ 415 <b>【季節労働者対策事業費】</b> 斜網地区通年雇用促進協議会負担金更正 △ 60 <b>6 農林水産業費</b> <span style="float: right;"><b>△ 32,036</b></span>
	6-1-1 <b>【農業委員会活動促進事業費】</b> 管内農業委員会連合会負担金更正 △ 105 6-1-2 <b>【病虫害防除対策事業費】</b> 消耗品費更正 △ 100 車両借上料更正 △ 277

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	優良種子馬鈴薯確保土壌消毒事業助成金更正 △ 338
	馬鈴薯集荷体制支援事業助成金更正 △ 490
	6-1-4 <b>【無水地区飲料水対策事業費】</b>
	無水地区飲料水対策事業助成金追加 1,596
	6-1-5 <b>【地域就農支援事業費】</b>
	農業体験実習生受入事業助成金更正 △ 100
	6-1-6 <b>【多目的広場等管理事業費】</b>
	修繕料更正 △ 437
	倒木処理業務委託料更正 △ 148
	6-1-10 <b>【農業開発事業費】</b>
	北海道土地改良事業団体連合会負担金更正 △ 204
	<b>【土地改良維持管理事業費】</b>
	排水ポンプ点検業務委託料更正 △ 99
	排水路草刈業務委託料更正 △ 368
	6-1-12 <b>【美咲排水機場管理事業費】</b>
	手数料更正 △ 220
	施設管理業務委託料更正 △ 885
	<b>【右岸排水機場管理事業費】</b>
	手数料更正 △ 220
	施設管理業務委託料更正 △ 392
	<b>【斜網地域維持管理事業費】</b>
	基幹水利施設維持管理業務委託料更正 △ 339
	6-1-13 <b>【道営農業農村整備事業費】</b>
	美咲川上営農用水給水管布設関連工事費更正 △ 165
	道営農地整備事業負担金更正 △ 22,212
	川上大栄地区分更正 △ 1,452
	峰浜豊倉地区分更正 △ 20,760
	<b>【道営地域用水環境整備事業費】</b>
	道営地域用水環境整備事業地元負担金更正 △ 223
	6-2-1 <b>【林業一般事業費】</b>
	手数料更正 △ 11
	車両借上料更正 △ 181
	不動産借上料更正 △ 10
	<b>【町民植樹祭開催事業費】</b>
	消耗品費更正 △ 19



令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	食糧費更正 <span style="float: right;">△ 5</span> 植樹祭地拵等準備委託料更正 <span style="float: right;">△ 14</span> 車両借上料更正 <span style="float: right;">△ 90</span> 次期植樹祭用地整備工事費更正 <span style="float: right;">△ 231</span> <b>【民有林振興事業費】</b> 斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業補助金更正 <span style="float: right;">△ 3,306</span> 植栽事業更正 <span style="float: right;">△ 3,535</span> 保育間伐事業更正 <span style="float: right;">△ 558</span> 下刈事業追加 <span style="float: right;">684</span> 鳥獣害防止事業追加 <span style="float: right;">1</span> 枝打ち事業追加 <span style="float: right;">985</span> 冬季施業除雪支援事業更正 <span style="float: right;">△ 160</span> 境界調査支援事業更正 <span style="float: right;">△ 165</span> 林地残材搬出支援事業更正 <span style="float: right;">△ 558</span> <b>【基金積立事業費】</b> 森林環境譲与税基金積立金追加 <span style="float: right;">263</span> 6-3-1 <b>【水産振興対策事業費】</b> 北海道漁業振興資金利子補給金更正 <span style="float: right;">△ 1,561</span> 漁業近代化資金保証料補給金更正 <span style="float: right;">△ 170</span> 斜里町水産振興会助成金更正 <span style="float: right;">△ 320</span> 水産増養殖試験事業助成金更正 <span style="float: right;">△ 240</span> 6-3-3 <b>【さけ・ますふ化事業費】</b> 斜里町さけます増殖協力会助成金更正 <span style="float: right;">△ 415</span>
	<b>7 商工費 272</b>
	7-1-1 <b>【商工業振興対策事業費】</b> 手数料更正 <span style="float: right;">△ 400</span> 斜里町商工会助成金更正 <span style="float: right;">△ 1,400</span> 経営改善普及事業分更正 <span style="float: right;">△ 1,179</span> 地域振興事業分更正 <span style="float: right;">△ 221</span> <b>【工場設置奨励事業費】</b> 工場設置奨励金更正 <span style="float: right;">△ 713</span> 7-1-2 <b>【中小企業融資制度対策事業費】</b>

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	小売店舗等近代化資金利子補給金更正 △ 80 中小企業融資利子補給金更正 △ 745 中小企業融資信用保証料補給金更正 △ 1,074 7-1-3 <b>【地場産品振興対策事業費】</b> 知床しゃり楽市・楽座事業助成金更正 △ 326 7-1-4 <b>【観光振興開発事業費】</b> 観光振興戦略会議委員報酬更正 △ 136 委員旅費更正 △ 33 しれとこ夏まつり事業助成金更正 △ 395 <b>【観光施設維持管理整備事業費】</b> 職員旅費更正 △ 247 夕陽台再整備調査業務委託料更正 △ 100 道の駅うとろ・シリエトク再整備調査業務委託料更正 △ 500 オロンコ岩せせらぎトイレ除去工事費更正 △ 748 ウナベツスキー場運営費助成金 8,713 <b>【地域おこし協力隊事業費(地域プラットフォーム支援事業分)】</b> 地域おこし協力隊員報酬更正 △ 413 社会保険料等更正 △ 135 燃料費更正 △ 247 不動産借上料更正 △ 145 <b>【観光宿泊施設整備促進奨励事業費】</b> 観光宿泊施設整備促進奨励金更正 △ 104 <b>【知床斜里町観光協会運営助成事業費】</b> 知床斜里町観光協会助成金更正 △ 500 <b>8 土木費</b> <span style="float: right;"><b>△ 38,154</b></span>
	8-2-1 <b>【道路維持管理事業費】</b> 中斜里地区側溝等改修工事費更正 △ 130 落石防護網等崩土除去工事費更正 △ 23 以久科朱円4号道路外排水改修工事費更正 △ 75 8-2-2 <b>【道路改築事業費】</b> ウトロ環状道路実施設計業務委託料更正 △ 400

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	第2開峰橋改修実施設計業務委託料更正 △ 250
	ウトロ環状道路整備工事費更正 △ 270
	第2開峰橋改修工事費更正 △ 125
	<b>【社会資本整備事業費】</b>
	羅蒨道路整備工事費更正 △ 550
	中斜里6号道路整備工事費更正 △ 13,950
	<b>【防災・安全社会資本整備事業費】</b>
	橋梁点検業務委託料更正 △ 899
	橋梁長寿命化修繕実施設計業務委託料追加 697
	トンネル点検業務委託料更正 △ 262
	道路舗装補修工事費更正 △ 18,325
	〔以久科豊倉6号道路分更正 △ 18,325〕
8-4-1	<b>【都市計画事業費】</b>
	都市計画マスタープラン策定業務委託料更正 △ 173
	立地適正化計画策定業務委託料 △ 773
8-4-3	<b>【公園整備事業費】</b>
	漁民団地広場遊具改修工事費更正 △ 174
	あさひ広場改修工事費更正 △ 14
8-4-4	<b>【地方道路整備事業費】</b>
	測量調査業務委託料更正 △ 146
	地方道路改良・舗装工事費更正 △ 247
	歩道整備工事費更正 △ 41
8-5-1	<b>【公共下水道事業特別会計繰出事業費】</b>
	公共下水道事業特別会計繰出金更正 △ 1,138
	〔一般管理費分更正 △ 584〕
	〔排水設備普及分更正 △ 70〕
	〔公共下水道整備分追加 1,022〕
	〔特定環境整備分更正 △ 400〕
	〔公債費分更正 △ 1,106〕
8-6-2	<b>【町営住宅建設事業費】</b>
	光陽東団地改修実施設計業務委託料更正 △ 308
	光陽東団地アスベスト調査業務委託料更正 △ 6
	中斜里団地改修実施設計業務委託料更正 △ 319
	かえで東団地9号棟改修工事費更正 △ 253

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	<b>9 消防費</b> <span style="float: right;">△ 365</span>
	9-1-1 <b>【斜里地区消防組合負担金】</b> 斜里地区消防組合負担金更正 <span style="float: right;">△ 365</span> 消防本部費負担金更正 <span style="float: right;">△ 1,563</span> 常備消防費分更正 <span style="float: right;">△ 26</span> 非常備消防費分更正 <span style="float: right;">△ 553</span> 消防施設費分追加 <span style="float: right;">1,777</span>
	<b>10 教育費</b> <span style="float: right;">△ 18,276</span>
	10-1-1 <b>【教育委員会事業費】</b> 教育委員報酬更正 <span style="float: right;">△ 159</span> 委員旅費更正 <span style="float: right;">△ 136</span> 職員旅費更正 <span style="float: right;">△ 63</span> 10-1-2 <b>【事務局運営事業費】</b> 斜里高等学校間口維持対策通学費等助成金更正 <span style="float: right;">△ 764</span> 10-1-3 <b>【義務教育振興事業費】</b> 教育活動支援講師報酬更正 <span style="float: right;">△ 630</span> 期末手当更正 <span style="float: right;">△ 211</span> 共済組合負担金更正 <span style="float: right;">△ 65</span> 社会保険料等更正 <span style="float: right;">△ 304</span> 職員旅費更正 <span style="float: right;">△ 357</span> 講師等旅費更正 <span style="float: right;">△ 12</span> 通信運搬費更正 <span style="float: right;">△ 316</span> 福祉協会負担金更正 <span style="float: right;">△ 1</span> <b>【遠距離通学児童生徒通学対策事業費】</b> スクールバス運行業務委託料追加 <span style="float: right;">1,146</span> <b>【要準用保護児童生徒援助事業費】</b> 要・準要保護児童生徒援助費更正 <span style="float: right;">△ 979</span> 特別支援教育児童生徒奨励費追加 <span style="float: right;">227</span> 要・準要保護児童生徒学校給食費扶助費更正 <span style="float: right;">△ 2,955</span> 特別支援教育児童生徒学校給食費扶助費更正 <span style="float: right;">△ 1,000</span> <b>【語学指導推進事業費】</b>

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	外国語指導助手派遣業務委託料更正 △ 467
	10-1-4 <b>【教育財産管理事業費】</b>
	知床ウトロ学校教職員住宅建設工事費更正 △ 1,520
	移転補償費 240
	10-2-1 <b>【学校管理事業費】</b>
	光熱水費追加 100
	朝日小学校長寿命化改良実施設計業務委託料更正 △ 260
	10-3-1 <b>【学校管理事業費】</b>
	光熱水費追加 420
	斜里中学校グラウンド等整備工事費更正 △ 315
	10-3-2 <b>【教育振興事業費】</b>
	教育活動支援講師報酬更正 △ 909
	期末手当更正 △ 138
	共済組合負担金更正 △ 39
	社会保険料等更正 △ 100
	福祉協会負担金更正 △ 1
	10-4-1 <b>【社会教育一般事業費】</b>
	職員旅費更正 △ 214
	社会活動振興バス運行委託料更正 △ 2,500
	<b>【青少年育成事業費】</b>
	斜里町青少健助成金更正 △ 200
	<b>【学校運営協議会活動事業費】</b>
	地域コーディネーター報酬更正 △ 472
	10-4-2 <b>【公民館活動事業費】</b>
	謝礼金更正 △ 50
	斜里町老人クラブ連合会活動助成金更正 △ 250
	単位老人クラブ活動助成金更正 △ 250
	<b>【公民館維持管理事業費】</b>
	修繕料 1,507
	光熱水費追加 300
	中斜里分館改修工事費更正 △ 264

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	電気陶磁器購入費更正 △ 99
	10-4-3 <b>【芸術文化公演・講座事業費】</b>
	芸術文化事業委託料更正 △ 427
	<b>【芸術文化公演助成事業費】</b>
	芸術文化公演事業開催助成金更正 △ 2,000
	10-4-5 <b>【博物館活動事業費】</b>
	職員旅費更正 △ 130
	<b>【展示保存管理事業費】</b>
	社会教育指導員報酬更正 △ 346
	事務員(一般)報酬更正 △ 170
	社会保険料等更正 △ 451
	光熱水費追加 154
	桜園等樹木管理業務委託料更正 △ 103
	10-4-6 <b>【指定文化財保護事業費】</b>
	職員旅費更正 △ 98
	史跡アクセスルート整備工事費更正 △ 1,320
	<b>【埋蔵文化財保護事業費】</b>
	職員旅費更正 △ 153
	10-5-1 <b>【健康推進・スポーツ普及事業費】</b>
	スポーツ推進委員報酬更正 △ 668
	<b>【スポーツ大会開催事業費】</b>
	斜里町体育の日実行委員会助成金更正 △ 500
	10-5-2 <b>【体育施設管理運営事業費】</b>
	社会保険料等更正 △ 319
	ウトロ地域水泳プールボイラー改修工事費更正 △ 110
	野球場外野芝生補修工事費更正 △ 66
	スケートリンク休憩棟改修工事費更正 △ 66
	自走式芝刈機購入費(1台)更正 △ 607
	10-5-3 <b>【海洋センター体育館・プール管理運営事業費】</b>
	修繕料更正 △ 93
	<b>【スポーツ普及事業費】</b>
	北海道B&Gスポーツ交流交歓会出席助成金更正 △ 169

令和4年度 一般会計補正予算(第12回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	10-5-4 <b>【学校給食一般事業費】</b> 手数料更正 <span style="float: right;">△ 120</span> <b>【学校給食供給事業費】</b> 時間外勤務手当更正 <span style="float: right;">△ 298</span> 厨房用エアコン設置工事費更正 <span style="float: right;">△ 110</span> <b>【学校給食配送事業費】</b> 修繕料追加 <span style="float: right;">430</span> 繰越明許 手数料追加 <span style="float: right;">72</span> 繰越明許 保険料追加 <span style="float: right;">24</span> 低公害車購入費(給食配送1台)更正 <span style="float: right;">△ 2,666</span> 繰越明許 低公害車購入費(食材運搬等1台) <span style="float: right;">3,897</span> 繰越明許 自動車重量税追加 <span style="float: right;">33</span> <b>【学校給食施設維持管理事業費】</b> 光熱水費追加 <span style="float: right;">164</span>
<b>歳入合計</b>	<b>歳出合計</b>
187,053	187,053

繰越明許費補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
2 総務費	1 総務管理費	一般管理事業 〔低公害車(一般用)購入事業〕	1,772	
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	1,721	
		遊覧船事故対応事業	2,500	
	2 徴税費	徴収事業 〔低公害車(徴収等)購入事業〕	3,099	
3 民生費	1 社会福祉費	認知症高齢者支援事業 〔低公害車(福祉車両)購入事業〕	3,386	
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健対策事業 〔低公害車(訪問等)購入事業〕	3,521	
10 教育費	5 保健体育費	学校給食配送事業 〔低公害車(食材運搬等)購入事業〕	4,026	



## 債務負担行為補正

【追加】

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額	備 考
総合行政システム更新事業	令和5年度～令和6年度	62,034	
斜里町地域公共交通活性化協議会 (市街地巡回バス運行事業)負担事業	令和5年度	5,994	
斜里町家庭系一般廃棄物収集業務委託事業	令和5年度	69,701	
斜里町一般廃棄物処理業務委託事業	令和5年度	153,962	

地方債補正

【変更】

(単位:千円)

区 分	起債の目的	限度額の変更			備 考
		変更前	変更後	増 減	
財 政 対 策 債	臨 時 財 政 対 策 債	86,560	75,341	△ 11,219	
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	町 営 住 宅 改 善 事 業	31,100	28,200	△ 2,900	
辺 地 対 策 事 業 債	知床自然センター窓ガラス補強改修事業	2,000	1,900	△ 100	
	ウトロ環状道路整備事業	56,000	55,300	△ 700	
	第 2 開 峰 橋 改 修 事 業	10,000	9,600	△ 400	
	知床ウトロ学校教職員住宅整備事業	37,400	35,900	△ 1,500	
過 疎 対 策 事 業 債	ご み 運 搬 車 購 入 事 業	38,600	27,600	△ 11,000	
	資源化施設生成物移送コンベア更新事業	23,600	22,900	△ 700	
	羅 蒨 道 路 整 備 事 業	33,200	22,400	△ 10,800	
	中 斜 里 6 号 道 路 整 備 事 業	30,000	15,600	△ 14,400	
	地 方 道 路 等 整 備 事 業	190,000	189,600	△ 400	
	道 路 側 溝 等 改 修 事 業	2,000	0	△ 2,000	
	道 路 保 全 事 業	14,800	6,900	△ 7,900	
	歩 道 整 備 事 業	3,000	2,900	△ 100	
	橋 梁 長 寿 命 化 事 業	12,800	12,700	△ 100	
	ト ン ネル 長 寿 命 化 事 業	1,100	800	△ 300	
	公 園 長 寿 命 化 事 業	2,500	2,400	△ 100	

	斜里中学校グラウンド等整備事業	15,000	14,600	△ 400	
	学校長寿命化改良事業	15,000	14,700	△ 300	
	中斜里分館改修事業	39,200	38,900	△ 300	
一般単独事業債 (地域活性化事業債)	低公害車購入事業	22,800	31,000	8,200	
一般単独事業債 (公共施設等適正管理推進事業債)	公共施設等除却事業	11,100	9,200	△ 1,900	

令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>1 国民健康保険料</b>	<b>△ 4,382</b>	<b>1 総務費</b>	<b>△ 570</b>
1-1-1 【一般被保険者国民健康保険料】		1-1-1 【一般管理事業費】	
医療給付費分現年度分更正	△ 6,009	北海道クラウド機器更改に係るシステム及び基幹系	△ 102
後期高齢者支援分現年度分更正	△ 1,471	クラウドネットワーク設定委託料更正	
介護納付金分現年度分更正	△ 609	北海道クラウド機器更改に係る庁内ネットワーク	△ 468
医療給付費分滞納繰越分追加	2,576	整備業務委託料	
後期高齢者支援分滞納繰越分追加	886		
介護納付金分滞納繰越分追加	245		
<b>3 道支出金</b>	<b>64,574</b>	<b>2 保険給付費</b>	<b>65,851</b>
3-1-1 普通交付金追加	65,851	2-1-1 【一般被保険者療養給付費】	
特別交付金更正	△ 1,277	保険者負担分追加	56,310
【特別調整交付金(市町村向け)分更正 △ 1,277】		2-1-2 【一般被保険者療養費】	
		保険者負担分更正	△ 1,965
		2-1-3 【審査支払手数料】	
		手数料追加	48
		2-2-1 【一般被保険者高額療養費】	
		保険者負担分追加	12,308
		2-2-2 【一般被保険者高額介護合算療養費】	
		保険者負担分更正	△ 100
		2-4-1 【出産育児一時金給付費】	
		出産育児一時金更正	△ 840
		2-5-1 【葬祭給付費】	
		葬祭費追加	90
<b>5 繰入金</b>	<b>5,039</b>	<b>6 保健事業費</b>	<b>△ 2,446</b>
5-1-1 一般会計繰入金追加	2,957	6-1-1 【特定健康診査等事業費】	
出産育児一時金分更正	△ 560	報償金更正	△ 500
保健基盤安定分追加	4,358	特定健康診査業務委託料更正	△ 1,198
(保険料軽減分追加 2,776)		人間ドック助成金更正	△ 748
(保険者支援分追加 1,582)			
未就学児均等割分更正	△ 84		
財政安定化支援分更正	△ 187		
事務費分更正	△ 570		
国民健康保険繰入金追加	2,082	<b>7 積立金</b>	<b>2,661</b>
		7-1-1 【基金積立事業費】	
		国民健康保険基金積立金追加	2,661
		<b>8 諸支出金</b>	<b>△ 265</b>

令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	8-1-1 <b>【病院事業会計繰出金】</b> 病院事業会計繰出金更正 <span style="float: right;">△ 265</span> [ 医師等の確保支援分更正 <span style="float: right;">△ 76</span> 救急患者受入体制支援分更正 <span style="float: right;">△ 487</span> 療養環境の改善分 <span style="float: right;">298</span> ]
<b>歳入合計</b> <b>65,231</b>	<b>歳出合計</b> <b>65,231</b>

令和4年度 国立公園内森林保全事業特別会計補正予算(第2回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>1 寄附金</b>	<b>4,385</b>	<b>1 事業費</b>	<b>4,091</b>
1-1-1 100㎡運動地森林保全事業寄附金追加	4,385	1-1-1 <b>【森林再生事業費】</b>	
<b>2 財産収入</b>	<b>16</b>	委員等旅費更正	△ 310
2-1-1 国立公園内森林保全基金利子追加	16	基金利子積立金追加	16
<b>3 繰入金</b>	<b>1,145</b>	国立公園内森林保全基金積立金追加	4,567
3-1-1 基金繰入金追加	1,056	<b>【しれとこ100㎡運動森林再生推進事業費】</b>	
〔事業費分追加	1,145〕	盤ノ川簡易魚道整備業務委託料更正	△ 182
〔事務費分更正	△ 89〕		
一般会計繰入金追加	89		
<b>5 諸収入</b>	<b>△ 1,455</b>		
5-1-1 自然教室参加負担金更正	△ 1,455		
<b>歳入合計</b>	<b>4,091</b>	<b>歳出合計</b>	<b>4,091</b>

令和4年度 公共下水道事業特別会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>2 使用料及び手数料</b>	<b>1,069</b>	<b>1 総務費</b>	<b>△ 985</b>
2-1-1 斜里下水道使用料更正	△ 8,445	1-1-1 【一般管理事業費】	
2-1-2 ウトロ下水道使用料追加	9,514	修繕料更正	△ 1,339
<b>3 国庫支出金</b>	<b>△ 5,600</b>	污水管渠洗浄業務委託料更正	△ 66
3-1-1 社会資本整備総合交付金更正	△ 5,600	雨水幹線清掃業務委託料更正	△ 125
〔公共下水道整備分更正 △ 5,600〕		下水道台帳調査作成業務委託料更正	△ 33
<b>4 繰入金</b>	<b>△ 1,138</b>	管路止水調査洗浄業務委託料更正	△ 44
4-1-1 一般会計繰入金更正	△ 1,138	下水道使用料収納業務委託料追加	524
〔一般管理費分更正 △ 584〕		高圧洗浄車清掃業務委託料追加	57
排水設備普及分更正 △ 70		消費税及び地方消費税納付金追加	579
公共下水道整備分追加 1,022		1-1-2 【下水処理場維持管理事業費】	
特定環境整備分更正 △ 400		汚泥処理業務委託料追加	200
公債費分更正 △ 1,106		1-1-4 【普及促進事業費】	
<b>6 諸収入</b>	<b>△ 600</b>	水洗化工事資金貸付金利子補給補助金更正	△ 48
6-2-1 水洗化工事資金貸付返還金更正	△ 600	水洗化工事自己資金改良工事助成金更正	△ 90
<b>7 公共下水道事業債</b>	<b>△ 11,200</b>	水洗化資金貸付預託金更正	△ 600
下水道整備事業債更正	△ 1,000	<b>2 下水道事業費</b>	<b>△ 16,178</b>
〔補助分更正 △ 3,500〕		2-1-1 【公共下水道整備事業費】	
〔公共下水道整備分更正 △ 3,500〕		下水道整備委託料(単独分)更正	△ 898
単独分追加 2,500		下水道整備委託料(補助分)更正	△ 1,350
〔公共下水道整備分追加 5,300〕		下水道整備工事費(単独分)更正	△ 725
〔特定環境整備分更正 △ 2,800〕		防災倉庫整備工事費(補助分)更正	△ 25
下水道整備過疎対策事業債更正	△ 9,800	汚泥運搬車購入費(1台)更正	△ 2,070
〔補助分更正 △ 3,500〕		汚泥積込車購入費(1台)更正	△ 7,700
〔公共下水道整備分更正 △ 3,500〕		公用車購入費(1台)更正	△ 5
		処理場監視用PC・タブレット購入費更正	△ 5
		工事補償費更正	△ 200
		2-1-2 【特定環境保全公共下水道整備事業費】	
		下水道整備工事費(単独分)更正	△ 3,000

令和4年度 公共下水道事業特別会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出																						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; border-right: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">単独分更正</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">△ 6,300</td> </tr> <tr> <td>[公共下水道整備分更正 △6,300]</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">△ 400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公営企業会計適用債更正</td> <td></td> </tr> </table>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">単独分更正</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">△ 6,300</td> </tr> <tr> <td>[公共下水道整備分更正 △6,300]</td> <td></td> </tr> </table>	単独分更正	△ 6,300	[公共下水道整備分更正 △6,300]			△ 400	公営企業会計適用債更正			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工事補償費更正</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△ 200</td> </tr> <tr> <td><b>3 公債費</b></td> <td style="text-align: right;"><b>△ 306</b></td> </tr> <tr> <td>3-1-1 <b>【元金】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>起債元金償還金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 15</td> </tr> <tr> <td>3-1-2 <b>【利子】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>起債利子更正</td> <td style="text-align: right;">△ 291</td> </tr> </table>	工事補償費更正	△ 200	<b>3 公債費</b>	<b>△ 306</b>	3-1-1 <b>【元金】</b>		起債元金償還金更正	△ 15	3-1-2 <b>【利子】</b>		起債利子更正	△ 291
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">単独分更正</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">△ 6,300</td> </tr> <tr> <td>[公共下水道整備分更正 △6,300]</td> <td></td> </tr> </table>	単独分更正	△ 6,300	[公共下水道整備分更正 △6,300]			△ 400																	
単独分更正	△ 6,300																						
[公共下水道整備分更正 △6,300]																							
公営企業会計適用債更正																							
工事補償費更正	△ 200																						
<b>3 公債費</b>	<b>△ 306</b>																						
3-1-1 <b>【元金】</b>																							
起債元金償還金更正	△ 15																						
3-1-2 <b>【利子】</b>																							
起債利子更正	△ 291																						
<b>歳入合計</b>	<b>△ 17,469</b>	<b>歳出合計</b>	<b>△ 17,469</b>																				



繰越明許費補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
2 下水道事業費	1 下水道事業費	斜里終末処理場再構築事業	28,000	

地方債補正

【変更】

(単位:千円)

区 分	起債の目的	限度額の変更			備 考
		変更前	変更後	増 減	
下 水 道 債	下 水 道 整 備 事 業	73,100	72,100	△ 1,000	
	下 水 道 整 備 過 疎 対 策 事 業	69,400	59,600	△ 9,800	
	公 営 企 業 会 計 適 用 債	15,900	15,500	△ 400	

令和4年度 介護保険事業特別会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
<b>【保険事業勘定】</b>	<b>【保険事業勘定】</b>
<b>1 介護保険料</b> <span style="float: right;"><b>4,837</b></span>	<b>2 保険給付費</b> <span style="float: right;"><b>△ 82,634</b></span>
1-1-1 <b>【第1号被保険者介護保険料】</b> 現年度分特別徴収保険料追加 <span style="float: right;">1,035</span> 現年度分普通徴収保険料追加 <span style="float: right;">3,802</span>	2-1-1 <b>【居宅介護サービス等給付費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 12,506</span> 2-1-2 <b>【地域密着型介護サービス給付費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 10,594</span> 2-1-3 <b>【施設介護サービス給付費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 32,349</span> 2-1-6 <b>【居宅介護サービス計画給付費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 2,383</span> 2-2-1 <b>【介護予防サービス給付費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 5,632</span> 2-2-2 <b>【地域密着型介護予防サービス費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 3,663</span> 2-2-5 <b>【介護予防サービス計画給付費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 757</span> 2-4-1 <b>【高額介護サービス費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 4,293</span> 2-5-1 <b>【高額医療合算介護サービス費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 1,300</span> 2-6-1 <b>【特定入所者介護サービス費】</b> 保険者負担分更正 <span style="float: right;">△ 9,157</span>
<b>3 国庫支出金</b> <span style="float: right;"><b>△ 25,864</b></span>	<b>3 地域支援事業費</b> <span style="float: right;"><b>△ 1,905</b></span>
3-1-1 介護給付費負担金更正 <span style="float: right;">△ 14,909</span> 3-2-1 普通調整交付金更正 <span style="float: right;">△ 11,206</span> 特別調整交付金 <span style="float: right;">30</span> 3-2-2 地域支援事業交付金更正 <span style="float: right;">△ 569</span> 【介護予防・日常生活支援総合事業分更正 <span style="float: right;">△ 177</span> 】 【包括の支援事業分更正 <span style="float: right;">△ 392</span> 】 3-2-3 保険者機能強化推進交付金追加 <span style="float: right;">381</span> 3-2-4 介護保険保険者努力支援交付金追加 <span style="float: right;">409</span>	3-1-2 <b>【一般介護予防事業費】</b> 手数料更正 <span style="float: right;">△ 542</span> 地域リハビリテーション活動支援業務委託料更正 <span style="float: right;">△ 343</span>
<b>4 支払基金交付金</b> <span style="float: right;"><b>△ 22,549</b></span>	
4-1-1 介護給付費交付金更正 <span style="float: right;">△ 22,311</span> 4-1-2 地域支援事業支援交付金更正 <span style="float: right;">△ 238</span>	
<b>5 道支出金</b> <span style="float: right;"><b>△ 12,253</b></span>	
5-1-1 介護給付費負担金更正 <span style="float: right;">△ 11,947</span> 5-2-1 地域支援事業交付金更正 <span style="float: right;">△ 306</span> 【介護予防・日常生活支援総合事業分更正 <span style="float: right;">△ 110</span> 】 【包括の支援事業分更正 <span style="float: right;">△ 196</span> 】	
<b>6 財産収入</b> <span style="float: right;"><b>20</b></span>	

令和4年度 介護保険事業特別会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
6-1-1 介護給付費準備基金利子追加	20	3-2-1 <b>【包括的支援推進事業費】</b>	
		食の自立支援業務委託料更正	△ 582
		緊急通報システム受信業務等委託料更正	△ 288
		グループホームの家賃等助成金更正	△ 150
<b>7 繰入金</b>	<b>△ 28,710</b>	<b>4 積立金</b>	<b>20</b>
7-1-1 一般会計繰入金更正	△ 8,791	4-1-1 <b>【基金積立事業費】</b>	
介護給付費負担金更正	△ 8,485	基金利子積立金追加	20
地域支援事業分更正	△ 306		
[介護予防・日常生活支援総合事業分更正 △110]			
[包括的支援事業分更正 △196]			
介護給付費準備基金繰入金更正	△ 19,919		
<b>【保険事業勘定】</b>		<b>【保険事業勘定】</b>	
歳入合計	<b>△ 84,519</b>	歳出合計	<b>△ 84,519</b>
<b>【合計】</b>		<b>【合計】</b>	
歳入合計	<b>△ 84,519</b>	歳出合計	<b>△ 84,519</b>

令和4年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第4回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>1 後期高齢者医療保険料</b>	<b>5,361</b>	<b>1 総務費</b>	<b>△ 110</b>
1-1-1 特別徴収分保険料追加	462	1-1-1 【一般管理事業費】	
普通徴収分保険料追加	4,851	職員旅費更正	△ 110
滞納繰越分保険料追加	48		
<b>4 繰入金</b>	<b>△ 3,409</b>	<b>2 後期高齢者医療広域連合納付金</b>	<b>2,062</b>
4-1-1 保険基盤安定分更正	△ 3,299	2-1-1 【後期高齢者医療広域連合納付金】	
事務費分更正	△ 110	保険料納付金追加	5,361
		広域連合負担金更正	△ 3,299
<b>歳入合計</b>	<b>1,952</b>	<b>歳出合計</b>	<b>1,952</b>

令和4年度 病院事業会計補正予算(第5回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>1 収益的收入</b>	<b>△ 76,252</b>	<b>1 収益の支出</b>	<b>△ 49,324</b>
1-1-1 入院収益更正	<b>△ 108,042</b>	1-1-1 給与費更正	<b>△ 17,110</b>
〔入院収益更正〕	△ 108,042	給料更正	△ 9,613
1-1-2 外来収益追加	<b>11,470</b>	〔職員分更正〕	△ 3,844
〔外来収益追加〕	11,470	会計年度任用職員分更正	△ 5,769
1-1-3 公衆衛生活動収益追加	<b>22,210</b>	諸手当更正	△ 3,803
〔保健予防行政経費負担金追加〕	418	〔職員分更正〕	△ 1,006
新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料	18,760	会計年度任用職員分更正	△ 2,797
新型コロナウイルス感染症検査業務委託料追加	3,032	賞与引当金繰入額更正	△ 1,976
1-1-3 その他医業収益更正	<b>△ 2,348</b>	組合負担金追加	866
〔救急医療経費負担金更正〕	△ 2,083	法定福利費更正	△ 2,584
他会計繰入金更正	△ 265	1-1-2 材料費更正	<b>△ 28,194</b>
〔国民健康保険特別調整交付金更正〕		〔薬品費更正〕	△ 20,365
1-2-2 他会計補助金更正	<b>△ 634</b>	診療材料費更正	△ 7,829
〔医師確保不在対策経費補助金更正〕	△ 47	1-1-3 経費更正	<b>△ 2,562</b>
医師等研究研修経費補助金更正	△ 1,329	〔旅費交通費追加〕	1,031
共済費追加費用補助金追加	742	消耗品費追加	862
1-2-3 負担金及び交付金追加	<b>2,299</b>	光熱水費追加	945
〔不採算運営経費負担金追加〕	2,299	印刷製本費更正	△ 495
1-2-4 道補助金	<b>1,140</b>	委託料更正	△ 5,881
〔医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金〕	1,140	手数料追加	856
1-2-7 退職給付引当金戻入更正	<b>△ 2,347</b>	通信運搬費追加	120
〔退職給付引当金戻入更正〕	△ 2,347	1-1-6 研究研修費更正	<b>△ 2,658</b>
		〔旅費更正〕	△ 2,047
		図書費更正	△ 511
		研究雑費更正	△ 100
		1-2-2 消費税及び地方消費税追加	<b>1,200</b>
		〔消費税及び地方消費税追加〕	1,200
<b>収益的收入合計</b>	<b>△ 76,252</b>	<b>収益の支出合計</b>	<b>△ 49,324</b>

令和4年度 水道事業会計補正予算(第4回)説明資料

【3月定例会:令和5年3月8日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>1 収益の収入</b>	<b>1,780</b>	<b>1 収益の支出</b>	<b>3,006</b>
1-1-1 料金収入追加	1,780	1-1-1 浄水場電気料追加	1,978
家事用追加	1,060	浄水場計装精密点検業務委託料他更正	△ 1,148
団体用追加	480	修繕費更正	△ 2,438
営業用更正	△ 620	1-1-2 ポンプ場電気料追加	429
ホクレン用追加	860	配水池清掃業務委託料他更正	△ 579
		1-1-3 賞与引当金繰入額追加	113
		退職給付引当金追加	5,865
		手数料更正	△ 1,242
		1-1-4 工具、器具及び備品減価償却費更正	△ 54
		1-2-1 企業債利息償還金追加	82
<b>1 資本の収入</b>	<b>△ 10,100</b>	<b>1 資本の支出</b>	<b>△ 19,872</b>
1-1-1 水道事業債更正	△ 7,900	1-1-1 【上水道関係】老朽管更新工事更正	△ 9,403
老朽管更新工事分更正	△ 7,400	【上水道関係】配水管新設工事更正	△ 415
配水管新設工事分更正	△ 400	【上水道関係】メータ器更新工事更正	△ 2,853
浄水場等施設改良工事分更正	△ 100	【上水道関係】浄水場等施設改良工事更正	△ 107
簡易水道事業債更正	△ 1,100	【簡易水道関係】メータ器更新工事更正	△ 1,018
老朽管更新工事分更正	△ 100	【簡易水道関係】浄水場等施設改良工事更正	△ 2,039
浄水場等施設改良工事分更正	△ 1,000	上水道メータ器購入費更正	△ 2,592
辺地对策事業債更正	△ 1,100	簡易水道メータ器購入費更正	△ 347
老朽管更新工事分更正	△ 100	実施設計委託料更正	△ 675
浄水場等施設改良工事分更正	△ 1,000	【上水道分更正	△ 319
		簡易水道分更正	△ 356
		老朽管更新計画策定委託料更正	△ 407
		1-2-1 企業債元金償還金更正	△ 16
		【上水道分更正	△ 11
		簡易水道分更正	△ 5
<b>歳入合計</b>	<b>△ 8,320</b>	<b>歳出合計</b>	<b>△ 16,866</b>

## 企業債補正

【変更】

(単位:千円)

区分	起債の目的	限度額の変更			備考
		変更前	変更後	増減	
水道事業債	老朽管更新工事	81,500	74,100	△ 7,400	
	配水管新設工事	2,800	2,400	△ 400	
	浄水場等施設改良工事	4,700	4,600	△ 100	
簡易水道事業債	老朽管更新工事	1,100	1,000	△ 100	
	浄水場等施設改良工事	28,200	27,200	△ 1,000	
辺地対策事業債	老朽管更新工事	1,100	1,000	△ 100	
	浄水場等施設改良工事	28,200	27,200	△ 1,000	



## 低公害車購入事業(脱炭素化事業)

### 1. 事業目的

斜里町では現在、公用車を 48 台所有しており（特殊車両・地域おこしリース車を除く）、このうち所有車両が 33 台、リース車両が 15 台となっている。特に所有車両では車両の老朽化が進んでおり、10 年以上経過した車両が約 5 割、同じく 15 年以上が約 2 割となるなど計画的な更新が必要となっている。また、トータルコストの検討を行い、財政的な観点からリース車両から購入に移行を進めてきた。

他方、国では脱炭素化に向かって低公害車への移行を進める観点から、補助金（電気自動車、プラグインハイブリッド車等対象）や、起債（地域活性化事業債）の活用を認めるなどの財政的な制度整備がなされている。

これらの状況を踏まえ、脱炭素化と財政の健全化を目指す観点から、起債を活用し低公害車の購入を進める。

※令和 4 年度：6 台更新（リース車 4 台、他 2 台）

### 2. 事業内容

[令和 4 年度補正予算(繰越明許)更新分及び新規購入分]

<金額:千円>

所管課	購入車両タイプ・台数	用途	更新対象車両	予算額	国庫支出金	起債	一般財源
企画総務課	軽自動車(ハイブリッド車) 1台	一般用 一般移動、災害対応	H19年車(リース)・ 普通乗用車バン	1,772	-	1,400	372
税務課	SUV車(ハイブリッド車) 1台	徴収等 一般移動、災害対応	H16年車・ 普通乗用車	3,099	-	2,500	599
地域福祉課	福祉車両(ハイブリッド車) 1台	福祉車両 高齢者移送サービス用	-	3,386	-	2,700	686
健康子育て課	軽自動車(ハイブリッド車) 2台	町内訪問等	H23年車(リース)・ 軽自動車 H16年車・ 普通乗用車	3,521	-	2,900	621
学校教育課	ロングバン(クリーンディーゼル車) 1台	食材運搬等	H24年(中古リース)・ 食材等運搬車	4,026	-	3,300	726

※いずれも低公害車として地域活性化事業債(90%充当、元利償還金の30%は後年度基準財政需要額に算入)を活用

別記様式

## 総合整備計画書

北海道 斜里郡斜里町 遠音別辺地  
(辺地の人口 1,174人、面積 20.5 k㎡)

## 1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町村又は字の名称

斜里郡斜里町ウトロ東・ウトロ西・ウトロ香川・ウトロ中島・ウトロ高原・字幌別・字岩宇別・字真鯉

(2) 地域の中心の位置

斜里郡斜里町ウトロ東 224番地1

(3) 辺地度数点

102点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 交通道路 ～ ウトロ香川地区の住宅街やホテル街との連絡に使用される幹線道路であるウトロ環状道路は、大型バスなどの使用頻度も高く、ロードヒーティングの不具合の発生などにより危険な状態であることから、道路改修を行い、地域住民の安全確保と観光産業の振興を図る。また、併せて岩尾別温泉道路の改良工事を行う。
- ・ 除雪機械 ～ 除雪機械の老朽化による作業量の低下、修繕料の増加、交換部品の供給困難な状況を克服するため更新を図り、効率的な運行体制を確立することにより地域の生活安定を図る。
- ・ 教育文化施設 ～ 知床ウトロ学校勤務の教員の住宅が現在の戸数では不足しており、民間住宅の確保も困難な状態にあることから、教員住宅を建設し教員の住環境の整備を図る。
- ・ 飲料水供給施設 ～ ウトロ地区の飲料水供給施設の改良整備を行い、水質安全対策、地域住民の生活の安定、観光産業の振興を図る。
- ・ 観光・レク施設 ～ 知床国立公園の適正利用の拠点であり、自然教育活動の中核施設である知床自然センターの本館、大型映像施設、外構等の改修を行い、自然教育の充実、滞留・拠点施設機能のさらなる強化を図る。また同敷地内にある、しれとこ100m運動ハウスの改修を行う。ホロボツ園地（フレベの滝展望台やトレイルコース等）の再整備を行う。
- ・ 電気通信施設 ～ ICTを活用したより効率的かつ高付加価値な産業を基盤に豊かな地域産業を維持するだけでなく、無線技術を活用することで、住民生活の利便性、安全性を向上させる取り組みを推進するための無線局を設置するため、必要となる伝送用専用線設備を整備する。
- ・ 消防施設 ～ 斜里地区消防組合ウトロ分署に大型水槽車を導入し、消防水利の不便地域などで長時間放水と効率的な消火活動ができるよう消防力を強化する。また、消防水利を新設・更新し、消防力の充実強化を図る。
- ・ 下水道 ～ ウトロ地区における下水処理場老朽化施設の計画的な更新と、下水道未整備地域の解消を図る。

## 3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (ウトロ環状道路整備事業)	斜里町	(195,000) 130,000		(195,000) 130,000	(192,000) 127,000
交通道路 (道路保全事業)	斜里町	(10,000) 0	(0) 0	(10,000) 0	(10,000) 0
除雪機械 (除雪トラック整備)	斜里町	60,000	40,500	19,500	19,200
除雪機械 (除雪ロータリ整備)	斜里町	50,000	31,900	18,100	17,000
教育文化施設 (知床ウトロ学校教職員住宅整備事業)	斜里町	78,740	0	78,740	78,700
飲料水供給施設 (ウトロ高原地区水道整備事業)	斜里町	37,752	0	37,752	37,700
飲料水供給施設 (ウトロ浄水場等施設改良事業)	斜里町	(136,377) 87,971	(0) 0	(136,377) 87,971	(64,600) 41,600
観光・レクリエーション (知床自然センター等整備事業)	斜里町	164,000	52,000	112,000	82,000
観光・レクリエーション (ホロボツ園地再整備事業)	斜里町	(15,000) 0	(7,500) 0	(7,500) 0	(7,500) 0
電気通信施設 (高度無線環境整備推進事業)	斜里町	108,011	69,011	39,000	39,000
消防施設 (ウトロ分署消防車両購入事業)	斜里町	74,909	0	74,909	73,200
飲料水供給施設 (ウトロ地区老朽管更新事業)	斜里町	(50,098) 2,510	(0) 0	(50,098) 2,510	(23,600) 1,100
飲料水供給施設 (知床五湖園地ろ過浄水施設更新事業)	斜里町	25,000	0	25,000	25,000
下水道 (特定環境保全公共下水道整備事業)	斜里町	(334,200) 0	(177,700) 0	(156,500) 0	(74,100) 0
消防施設 (消火栓新設・更新事業)	斜里町	(2,952) 2,650	(0) 0	(2,952) 2,650	(2,900) 2,600
合計		(1,342,039) 821,543	(378,611) 193,411	(963,428) 628,132	(746,500) 544,100

議案第 87 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、遠音別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

## 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の理由

令和 5 年 4 月 1 日から出産育児一時金の総額が 42 万円から 50 万円に引き上げられることに対応する。

### 2 改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 5 号）

### 3 主な改正内容

出産育児一時金に係る規定の改正

- ・変更前（令和 5 年 3 月まで） 40.8 万円＋産科医療保障制度掛金 1.2 万円 合計 42 万円
- ・変更後（令和 5 年 4 月以降） 48.8 万円＋産科医療保障制度掛金 1.2 万円 合計 50 万円

### 4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 88 号

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中、「40.8 万円」を「48.8 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

斜里町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40.8 万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48.8 万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

## 令和5年度 一般会計予算の概要について

<b>1 令和5年度予算の規模</b>	<b>8,713,663千円</b>	
(1) 対前年度当初比較	△62,034千円減	(前年度対比 △ 0.7%)
(2) 一般財源比率	74.0%	(前年度 72.9%)
(3) 地方債依存度 (臨時財政対策債除く)	8.1%	(前年度 9.4%)
	7.6%	(前年度 8.4%)
<b>2 歳入の主な状況</b>		
(1) 町税の計上額	1,889,795千円	(前年度対比 7.1%)
[ 対前年度収入見込額との比較 4,538千円 ]		
[ 個人町民税 22,268千円、法人町民税 4,565千円、固定資産税 △28,174千円、軽自動車税 35千円、 たばこ税 △4,100千円、入湯税 9,280千円、都市計画税 664千円 ]		
(2) 地方交付税＋臨時財政対策債の計上額	3,765,395千円	(前年度対比 △ 1.9%)
[ 対前年度収入見込額との比較 △234,483千円 ]		
① 普通交付税の計上額	3,523,280千円	(前年度対比 △ 1.0%)
[ 対前年度交付額との比較 △81,257千円 ]		
② 特別交付税の計上額	200,000千円	(前年度対比 2.6%)
[ 対前年度交付見込額との比較 △120,000千円 ]		
③ 臨時財政対策債の計上額	42,115千円	(前年度対比 △ 51.3%)
[ 対前年度発行額との比較 △33,226千円 ]		
(3) 町債の計上額(臨時財政対策債除く)	660,600千円	(前年度対比 △ 10.6%)
(4) 財政調整基金からの繰入	145,000千円	(前年度対比 △ 40.8%)
[ 調整資金分 100,000千円・減債資金分 45,000千円 ]		
<b>3 主な政策的事業等(★新規事業)</b>		
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略事業	60,926千円	
【雇用創出・交流・ブランディング関係事業】		
[ ブランディング等地域活性化事業 20,245千円、テレワーク推進事業 5,620千円 他1事業 1,000千円 ]		
【結婚・子育て関係事業】		
[ ウトロ地域子育て支援拡充事業 2,782千円、妊産婦安心出産支援事業 1,552千円、他9事業 10,454千円 ]		
【住み続けたいまちづくり関係事業】		
[ 介護従事者マンパワー確保事業 3,035千円、地域公共交通活性化事業 16,180千円、他1事業 58千円 ]		
(2) 人材の確保		
① 地域おこし協力隊活用推進事業	64,881千円	
[ DX推進・情報発信(3名)、移住定住(1名)★、鳥獣対策(1名)★、特別養護老人ホーム(2名)、 コミュニティデザイン(2名)★、地域プラットフォーム支援(3名)、学校巡回司書(1名) 計13名 ]		
② 地域プロジェクトマネージャー(ブランディング等地域活性化事業に含む)		
③ 地域活性化起業人事業	6,600千円	
(3) 交流事業の推進		
① 姉妹町・友好都市盟約記念事業★	19,096千円	
(4) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進		
① 庁内デジタル化推進事業	8,448千円	
(5) ふるさと納税の活用		
① ふるさと納税推進事業	200,000千円	
② ふるさと応援基金活用事業	12,891千円	
[ ヒグマ対策強化、ヒグマDNA分析★、遊具更新(公園1カ所)、保育ICT整備(常設保育園、へき地保育所)、 町営球場学童用備品購入事業★、旧役場庁舎保存活用 他、計10事業 ]		
(6) 脱炭素社会の推進		
① 公共施設照明LED化事業★	35,920千円	
(7) 医療・福祉の充実		
① 重層的支援体制整備事業への移行準備事業	14,601千円	
② 出産・子育て応援事業	10,734千円	
③ 医療事務委託事業(医療クラーク増員)(病院事業会計)	6,594千円	
(8) 公共施設等の整備と長寿命化		
① 町道整備・長寿命化事業	257,329千円	
(ウトロ環状道路、中斜里6号道路、青葉西2丁目通、他7路線)		
② 町営住宅改善事業(光陽東)	85,305千円	
③ 学校長寿命化改良事業	208,301千円	
(朝日小学校・長寿命化改良工事 令和5～6年度継続事業 436,870千円)		
<b>4 留保財源の状況</b>		
(1) 特別交付税の未計上(補正予算財源としての留保)	150,000千円	

## 令和5年度 斜里町予算(案)総括表

(単位：千円・%)

会計区分		本年度予算額	前年度予算額	比較	伸率	備考
一般会計		8,713,663	8,775,697	△ 62,034	△ 0.7	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	1,712,297	1,757,550	△ 45,253	△ 2.6	
	国立公園内森林保全事業特別会計	53,409	44,136	9,273	21.0	
	公共下水道事業特別会計	730,377	916,085	△ 185,708	△ 20.3	
	介護保険事業特別会計(保険勘定)	1,234,361	1,299,360	△ 64,999	△ 5.0	
	介護保険事業特別会計(サービス勘定)	13,869	14,585	△ 716	△ 4.9	
	後期高齢者医療特別会計	196,789	189,262	7,527	4.0	
	小計	3,941,102	4,220,978	△ 279,876	△ 6.6	
企業会計	病院事業会計	1,486,607	1,634,722	△ 148,115	△ 9.1	
	水道事業会計	757,789	655,456	102,333	15.6	
	小計	2,244,396	2,290,178	△ 45,782	△ 2.0	
合計		14,899,161	15,286,853	△ 387,692	△ 2.5	



# 令和5年度 一般会計予算(案)総括表

(単位:千円・%)

歳 入						歳 出					
区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	伸 率	構成比	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	伸 率	構成比
1 町 税	1,889,795	1,764,763	125,032	7.1	21.7	1 議 会 費	79,786	74,252	5,534	7.5	0.9
2 地 方 譲 与 税	150,192	154,229	△ 4,037	△ 2.6	1.7	2 総 務 費	901,379	791,310	110,069	13.9	10.3
3 利 子 割 交 付 金	700	1,150	△ 450	△ 39.1	0.0	3 民 生 費	1,542,329	1,651,100	△ 108,771	△ 6.6	17.7
4 配 当 割 交 付 金	8,700	4,000	4,700	117.5	0.1	4 衛 生 費	1,271,422	1,209,165	62,257	5.1	14.6
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	5,000	5,000	0	0.0	0.1	5 労 働 費	1,463	1,469	△ 6	△ 0.4	0.0
6 法 人 事 業 税 金 交 付 金	9,000	8,000	1,000	12.5	0.1	6 農 林 水 産 業 費	310,451	443,618	△ 133,167	△ 30.0	3.6
7 地 方 消 費 税 交 付 金	335,920	294,400	41,520	14.1	3.9	7 商 工 費	124,222	133,727	△ 9,505	△ 7.1	1.4
8 環 境 性 能 割 金 交 付 金	9,000	7,527	1,473	19.6	0.1	8 土 木 費	838,839	960,804	△ 121,965	△ 12.7	9.6
9 地 方 特 例 交 付 金	4,700	4,800	△ 100	△ 2.1	0.1	9 消 防 費	509,249	471,211	38,038	8.1	5.8
10 地 方 交 付 税	3,723,280	3,752,780	△ 29,500	△ 0.8	42.7	10 教 育 費	962,964	856,117	106,847	12.5	11.1
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	650	1,200	△ 550	△ 45.8	0.0	11 公 債 費	1,076,750	1,102,508	△ 25,758	△ 2.3	12.4
12 分 担 金 及 び 負 担 金	12,650	45,204	△ 32,554	△ 72.0	0.1	12 職 員 給 与 費	1,093,809	1,079,416	14,393	1.3	12.6
13 使 用 料 及 び 手 数 料	203,263	212,805	△ 9,542	△ 4.5	2.3	13 予 備 費	1,000	1,000	0	0.0	0.0
14 国 庫 支 出 金	555,377	551,794	3,583	0.6	6.4						
15 道 支 出 金	431,130	435,631	△ 4,501	△ 1.0	4.9						
16 財 産 収 入	29,885	32,774	△ 2,889	△ 8.8	0.3						
17 寄 附 金	207,185	106,932	100,253	93.8	2.4						
18 繰 入 金	198,754	307,140	△ 108,386	△ 35.3	2.3						
19 繰 越 金	100,000	100,000	0	0.0	1.1						
20 諸 収 入	135,767	160,108	△ 24,341	△ 15.2	1.6						
21 町 債	702,715	825,460	△ 122,745	△ 14.9	8.1						
合 計	8,713,663	8,775,697	△ 62,034	△ 0.7	100.0	合 計	8,713,663	8,775,697	△ 62,034	△ 0.7	100.0

## 令和5年度 町税収入見込額比較表

(単位:千円)

区 分			令和4年度		令和5年度	比較(当初)		比較(決算見込)		
			当初計上額	決算見込額	収入見込額	増減額	率	増減額	率	
町 民 税	個 人	現年度分	普徴分	380,873	417,890	447,923	67,050	117.60	30,033	107.19
			特徴分	298,396	299,924	298,682	286	100.10	△ 1,242	99.59
			年特分	12,102	12,821	12,416	314	102.59	△ 405	96.84
	町民税	滞納繰越分		2,861	8,176	2,058	△ 803	71.93	△ 6,118	25.17
		小 計		694,232	738,811	761,079	66,847	109.63	22,268	103.01
	法 人	現年度分		99,972	124,863	129,369	29,397	129.41	4,506	103.61
		滞納繰越分		133	25	84	△ 49	63.16	59	336.00
		小 計		100,105	124,888	129,453	29,348	129.32	4,565	103.66
	計			794,337	863,699	890,532	96,195	112.11	26,833	103.11
	固 定 資 産 税	固定資産税	現年度分	726,603	750,892	723,143	△ 3,460	99.52	△ 27,749	96.30
滞納繰越分			271	623	150	△ 121	55.35	△ 473	24.08	
国有資産等所在交付金		8,595	8,595	8,643	48	100.56	48	100.56		
計		735,469	760,110	731,936	△ 3,533	99.52	△ 28,174	96.29		
軽 自 動 車 税	現年度分		40,100	40,059	40,125	25	100.06	66	100.16	
	滞納繰越分		104	244	81	△ 23	77.88	△ 163	33.20	
	環境性能割		1,980	2,446	2,578	598	130.20	132	105.40	
	計		42,184	42,749	42,784	600	101.42	35	100.08	
たばこ税			116,066	130,429	126,329	10,263	108.84	△ 4,100	96.86	
入 湯 税	現年度分		22,568	34,124	43,691	21,123	193.60	9,567	128.04	
	滞納繰越分		0	287	0	0	—	△ 287	0.00	
	計		22,568	34,411	43,691	21,123	193.60	9,280	126.97	
都市計画税			54,139	53,859	54,523	384	100.71	664	101.23	
合 計			1,764,763	1,885,257	1,889,795	125,032	107.08	4,538	100.24	

### 令和5年度 他会計等への繰出・負担の状況

(単位:千円)

区 分		本年度(当初)	前年度(当初)	増 減	内 訳
特 別 会 計	国民健康保険事業会計	90,133	86,357	3,776	基盤安定分(保険者軽減分) 42,622 基盤安定分(保険者支援分) 31,885 未就学児均等割分 2,047 出産育児一時金 6,000 財政安定化支援分 317 事務費分 7,262
	国立公園内森林保全事業	8,403	4,274	4,129	森林再生事業分 8,403
	公共下水道事業会計	288,684	295,834	△ 7,150	一般経費分 0 排水設備普及分 4,250 公共下水道整備分 8,206 特定環境保全公共下水 2,624 起債償還分 273,600 過疎債交付税措置分 4
	介護保険事業会計	190,399	196,594	△ 6,195	介護給付費負担分 141,400 低所得者保険料軽減分 18,179 地域支援事業分 12,392 介護サービス事業分 1,899 事務費分 16,529
	後期高齢者医療会計	53,662	53,828	△ 166	保険基盤安定分 44,781 事務費分 8,881
	企業 会 計	病院事業会計	560,200	560,200	0
	水道事業会計	6,512	6,515	△ 3	建設改良分 45 水質安全対策分 6,461 辺地債交付税措置分 6
組 合 等	斜里地区消防組合	509,249	471,211	38,038	消防本部費分 100,696 常備消防費分 359,896 非常備消防費分 20,696 消防施設費分 27,961
	斜里郡三町終末処理事業組合	57,195	66,529	△ 9,334	一般運営費分 57,195 建設改良分 0
	北海道後期高齢者医療広域連合	132,176	124,434	7,742	後期高齢者医療療養給付費負担金 132,176
合 計		1,896,613	1,865,776	30,837	

## 地方交付税交付額等の推移

(単位:千円・%)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準財政需要額①		4,795,928	4,914,649	4,923,775	4,848,089	4,777,829	4,840,751	5,046,679	5,355,888	5,382,092	5,347,051
基準財政収入額②		1,678,119	1,754,353	1,719,403	1,747,985	1,783,768	1,820,536	1,866,269	1,769,212	1,777,555	1,823,771
交付基準額③		3,117,809	3,160,296	3,204,372	3,100,104	2,994,061	3,020,215	3,180,410	3,586,676	3,604,537	3,523,280
調整額④		0	0	4,051	3,825	0	4,263	2,578	0	0	0
交付額	普通交付税交付額(③-④)⑤	3,117,809	3,160,296	3,200,321	3,096,279	2,994,061	3,015,952	3,177,832	3,586,676	3,604,537	3,523,280
	臨時財政対策債発行可能額⑥	341,685	330,204	276,373	275,196	258,362	202,023	198,453	193,361	75,341	42,115
	特別交付税交付額⑦	299,184	301,507	299,927	307,301	321,768	340,191	340,966	405,801	195,000 (320,000)	200,000 (350,000)
	合計(⑤+⑥+⑦)⑧	3,758,678	3,792,007	3,776,621	3,678,776	3,574,191	3,558,166	3,717,251	4,185,838	3,874,878 (3,999,878)	3,765,395 (3,915,395)
構成比	普通交付税(%)	82.9	83.3	84.7	84.2	83.8	84.8	85.5	85.7	90.1	90.0
	臨時財政対策債(%)	9.1	8.7	7.3	7.5	7.2	5.7	5.3	4.6	1.9	1.1
	特別交付税(%)	8.0	8.0	8.0	8.3	9.0	9.6	9.2	9.7	8.0	8.9
対前年伸率	普通交付税(%)	△ 1.7	1.4	1.3	△ 3.3	△ 3.3	0.7	5.4	12.9	0.5	△ 2.3
	臨時財政対策債(%)	△ 5.5	△ 3.4	△ 16.3	△ 0.4	△ 6.1	△ 21.8	△ 1.8	△ 2.6	△ 61.0	△ 44.1
	特別交付税(%)	△ 1.8	0.8	△ 0.5	2.5	4.7	5.7	0.2	19.0	△ 21.1	9.4
	合計(%)	△ 2.1	0.9	△ 0.4	△ 2.6	△ 2.8	△ 0.4	4.5	12.6	△ 4.4	△ 2.1
財政力指数(単年度)(②/①)		35.0	35.7	34.9	36.1	37.3	37.6	37.0	33.0	33.0	34.1

投資的事業の主な内容

## 令和5年度 主な投資的事業一覧表

【まち・ひと・しごと創生総合戦略事業】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
2款1項 14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	雇用創出・交流・ブランディング地域創造事業費	<b>テレワーク推進事業</b> [平成27年度以降の事業実績を踏まえ、継続してテレワーカーの受入れ体制を確保しつつ、企業やテレワーカーの将来的な定着に向けた取り組みを行う。]		○	5,620					5,620	
		<b>知床しゃりブランド推進事業</b> [斜里町の優れた商品を知床しゃりブランド認証品として広く全国に発信し、地域産業の振興と地域の活性化を図るため、知床しゃりブランド運営委員会に対し助成する。]		○	1,000					1,000	
		<b>ブランディング等地域活性化事業 (ふるさと応援基金活用事業)</b> [新たなブランディング事業を展開していくため、令和4年度に引き続き、地域プロジェクトマネージャーを雇用し、知床のさらなる魅力発信を進める。また、令和3年度まで行ったブランディング事業の成果を、発展的かつ具体的に展開するため、地域プロジェクトマネージャーを中心とした、新たな知床のブランドイメージの獲得と浸透を図り、地域価値の向上を目指す。]		○	20,245		2,800		2,000 ふるさと 「しごと」 基金	15,445	
	結婚・子育て地域創造戦略事業費	<b>乳幼児家庭用ごみ袋配布事業</b> [2歳未満の乳幼児を育てている世帯に、紙おむつなどの一般ごみが増加する支援として、斜里町指定ごみ袋を配布する。・75世帯×100枚]		○	161					161	
		<b>出産祝い事業</b> [子どもの出生を町ぐるみでお祝いし、子育てのスタートを支援する。 ・ミズナラ製名前入りスプーンのプレゼント ・ベビーカーの無償貸与 (乳幼児期間、希望者のみ)]		○	318					318	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	結婚・子育て地域創造戦略事業費	<b>保育士研修事業</b> [ 町内の保育園・保育所の保育士等に対し研修を行い、町の保育及び子育て支援の質の向上を図る。 ]		○	95						95	
		<b>ウトロ地域子育て支援拡充事業</b> [ ウトロ地域の18歳未満の全ての子どもを対象とした居場所づくり事業としてウトロ子どもセンター事業を実施する。 ]		○	2,782						2,782	
		<b>子育て支援員研修受講補助事業</b> [ 子育て支援員研修を受講し、町の子育て関係施設で勤務をする意志のあるものに対し、受講に要した費用の一部を補助し町の子育て支援に関わる人材の育成を図る。 ]		○	150						150	
		<b>保育士試験による資格取得支援事業</b> [ 試験により保育士資格を取得し町内の子育て関連施設で勤務したものに対し、資格取得に要した費用の一部を補助し町の子育て支援に関わる人材の育成を図る。 ]	○		300						300	
		<b>不妊治療助成事業</b> [ 少子化対策として、不妊治療を受けている方の経済的負担軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成する。 ]		○	200						200	
		<b>妊産婦安心出産支援事業</b> [ 分娩可能な産科医療機関までの距離が遠い妊産婦の妊産婦健康診査、出産にかかる交通費の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう支援する。 ]		○	1,552		400				1,152	
		<b>農村後継者対策推進事業</b> [ 農村後継者の婚活を支援する協議会に対して助成金を交付し、独身農業青年の出会いの場の創出を図る。 ]		○	800						800	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	結婚・子育て地域創造戦略事業費	<b>快適住まいのリフォーム事業（子育て世帯）</b> [ 子育て世帯が中古住宅購入に合わせリフォームを行う工事費の一部を助成することで、町内で安心して子育てができる住環境の整備を図る。 ]		○	1,200					1,200	
		<b>特別支援教育充実事業</b> [ 町立学校と保育園、認定こども園、高校、福祉機関との連携をすすめ、特別支援教育を必要とする児童生徒の成長に応じた教育の場と体制を確保する。 ]		○	7,230			5,000 過疎対策事業債		2,230	
	住み続けたいまちづくりを目指す地域創造戦略事業費	<b>町民委員無作為抽出公募登録制度事業</b> [ 町民の町政への参画意識を醸成し、協働のまちづくりを進める環境整備を図るため、無作為に抽出した町民を対象に、町の付属機関の委員として町政に参画したい方々を募り、公募委員候補者として事前に登録する。 ]		○	58					58	
		<b>地域公共交通活性化事業</b> [ 住民生活に必要な公共交通の確保について「斜里町地域公共交通活性化協議会」にて協議・検討しながら公共交通事業を実施するために必要な経費を負担する。 ]		○	16,180					16,180	
		<b>介護従事者マンパワー確保事業</b> [ 介護・障がい福祉職場のマンパワー確保のため、キャリアアップの支援、技術の向上、離職防止、介護のイメージアップを総合的に推進する。 ]		○	3,035				1,188 介護職員 初任者研修 受講料	1,847	



【議会費】 (単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1款1項 1. 議会費	議員活動 研修事業費	<b>姉妹町・友好都市交流事業</b> [ 姉妹町盟約50周年、友好都市40周年を迎える竹富町と弘前市への議員派遣と両市町からの議員団来町時の歓迎に伴う経費。 ]	○		2,828					2,828	
		<b>ぱいぬ島まつり派遣事業</b> [ 4年に一度、竹富町で開催される「ぱいぬ島まつり」への議長及び随行する事務局職員の出席に係る経費。 ]	○		294					294	
	事務局運営 事業費	<b>議場備品更新事業</b> [ 計画的に更新を進めている議場内の椅子について、令和5年度は説明員側の更新を行う。 ]		○	3,233					3,233	
	議会改革 推進事業費	<b>北海道大学との包括連携事業</b> [ 議会の活性化に資するため、北海道大学との包括的連携協定を結び、議会の課題解決に向けた調査や協力、講演や研修を通じた人的・知的交流を図る。また、議会改革先進地からの講師招聘などを通じて、議会活動の見える化や議会運営・事務の効率化、さらに政策形成のための研修や意見交換を行う。 ]		○	539					539	

【総務費】 (単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳				備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他		一般財源
2款1項 1. 一般管理費	庁舎維持管理事業費	<b>庁舎屋根改修事業</b> [ 役場庁舎屋根のウレタン防水層張替及びルーフトレンの交換等を行う。 ]	○		8,140					8,140	
4. 行政事務 O A 化 システム 推進費	行政事務 O A 化 システム 推進事業費	<b>庁内LANパソコン等整備事業</b> [ 円滑な業務環境の構築を推進するため、老朽化しているプリンタの更新を行う。また、PDF編集ソフト、モニターを導入し、業務効率化を図る。 ]		○	4,593					4,593	
		<b>庁内デジタル化推進事業</b> [ 庁内の事務処理等の効率化を図るため、チャットツール、RPA、AI-OCR、議事録作成支援システム等を導入し、デジタル化を推進する。 ]		○	8,448					8,448	
	社会保障・ 税番号制度 システム 整備事業費	<b>社会保障・税番号制度システム整備事業</b> [ マイナンバー制度における情報連携に関するシステム保守を行う。 ]		○	3,101					3,101	
6. 姉妹町友好 都市推進 事業費	姉妹町友好都市 推進事業費	<b>姉妹町・友好都市盟約記念事業</b> [ 姉妹町盟約50周年・友好都市盟約40周年を迎え、より一層の交流を深めるため、交流事業を行う。 ・竹富町姉妹町盟約50周年記念事業 ・弘前市友好都市盟約40周年記念事業 ]	○		13,742				5,000 ふるさと 応援 「ちょうみん」 基金4,000 いきいきふるさと 推進事業 助成金1,000	8,742	
8. 会計管理費	会計管理事業費	<b>庁舎公金収納窓口管理業務</b> [ 令和4年9月末の指定金融機関北洋銀行斜里支店の役場派出所廃止を受け、庁舎における公金収納窓口の維持並びに北洋銀行との連携を図る。 ]		○	2,813					2,813	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
10. 財産管理費	町営住宅 管理事業費	<b>新望岳団地エレベーター更新事業</b> ・新望岳団地フジテック製エレベーターの基盤更新を行う。		○	15,015					15,015	
11. 企画費	広域行政 運営事業費	<b>女満別空港利用促進事業負担事業</b> 女満別空港の利用促進のため、周辺市町及び関係機関で構成する「女満別空港整備・利用促進協議会」が行う事業経費の一部を負担する。		○	1,393					1,393	
	地域おこし 協力隊事業費	<b>地域おこし協力隊事業（DX推進・情報発信・移住定住）</b> 地域おこし協力隊を採用し、町内におけるDX推進やICT導入、移住定住対策に係る取組みの推進を図る（4名）。		○	21,865					21,865	
	地域活性化 起業人事業費	<b>地域活性化起業人事業</b> 地域活性化起業人を採用し、町内におけるDX推進に係る取組みの推進を図る（1名）。		○	6,600					6,600	
	個人版 ふるさと納税 推進事業費	<b>個人版ふるさと納税推進事業</b> ふるさと納税制度を活用し、地域の特産品のPRや消費拡大の他、観光誘客の促進による地域活性化を推進するため、ポータルサイトでの寄附金募集を行う。		○	200,000				200,000		

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
11. 企画費	総合計画策定事業費	<b>第7次総合計画策定事業</b> [ 第7次総合計画（R6～R15）策定に向けて、策定委員会を開催する。 ]		○	3,626						3,626	
16. 住民活動推進費	住民交通機関助成事業費	<b>不採算バス路線維持確保助成事業</b> [ 斜里網走間のバス路線維持に要する費用について助成を行う。また、ウトロから斜里高校通学者に係るバス路線維持に要する費用について助成を行う。 ]		○	11,584						11,584	
		<b>JR釧網本線維持活性化沿線協議会負担事業</b> [ JR釧網本線維持活性化沿線協議会の構成自治体における負担金。 ]		○	324						324	
	協働によるまちづくり推進事業費	<b>協働によるまちづくり推進事業</b> [ 町民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動の中心となる自治会及び自治会連合会が実施するハード事業及びソフト事業に対して助成を行う。 ]		○	3,000						3,000	
18. 街灯施設費	公設街路灯等LED化事業費	<b>公設街路灯等LED化事業</b> [ 低炭素化社会の実現と財政負担の軽減を図るため、平成28年度に実施した公設街路灯LED化に伴うリース事業の経費。 ・リース期間：平成28年度～令和8年度 ]		○	11,781						11,781	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
20. 環境対策費	公共施設照明LED化事業費	<b>公共施設照明LED化事業</b> [ 二酸化炭素排出抑制対策（省エネルギー化）の取組みとして、知床ウトロ学校照明のLED化を行う。 ]	○		35,920			32,300 脱炭素化 推進事業 債		3,620	
22. 自然保護対策費	自然保護対策事業費	<b>国立公園内利用適正化対策事業</b> [ 国立公園内の利用集中に伴う自然環境への影響や混雑を緩和するため、一定期間の自動車乗り入れを規制し、アクセスコントロールを行う。 ]		○	2,500				2,000 ふるさと 応援 「みどり」 基金	500	
	自然環境保護管理対策事業費	<b>自然環境保護管理対策事業</b> [ 国立公園・国定公園・道立自然公園などの自然保護地域における自然環境・野生生物の保護管理活動を行う。 ]		○	2,760				1,186 ふるさと 応援 「みどり」 基金	1,574	
		<b>ヒグマ管理対策事業</b> [ ヒグマの保護管理をすすめ、人身事故を未然に防ぐための措置及び出没時の対応体制を整える。 ]		○	9,104				5,230 ふるさと 応援 「みどり」 基金	3,874	
		<b>地域おこし協力隊事業（有害鳥獣対策専門員）</b> [ 鳥獣対策の専門従事者を雇用し、農業被害の現地確認・被害防止策の助言、電気柵の普及啓発・点検等の農業被害防止活動に取り組むことにより、鳥獣対策の強化を図る（1名）。 ]	○		4,870					4,870	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
22. 自然保護 対策費	自然環境保護 管理対策事業費	ウトロ市街地ヒグマ対策強化事業（ふるさと応援基金活用事業） [ 老朽化している電気柵の更新及び設置箇所を増加させることにより地域の安全を守る。 ]	○		2,915				2,915 ふるさと 「みどり」 基金		
		ヒグマDNA分析事業（ふるさと応援基金活用事業） [ 知床半島ヒグマ管理計画において問題個体を特定した上で対応する方針としており、DNA分析に必要なサンプリング費用の一部を負担する。 ]	○		800		400		400 ふるさと 「みどり」 基金		
	世界自然遺産 対策事業費	知床ホロボツサステナブル推進事業（ふるさと応援基金活用事業） [ 知床のサステナブルをテーマとし、自然・環境・アウトドアを体験できる各種イベントを知床自然センター及び斜里市街地において開催する。 ]		○	1,100				800 ふるさと 「みどり」 基金	300	
23. 国立公園内 園地管理費	国立公園内園地 管理事業費	知床五湖水道管理対策事業 [ 知床五湖園地水道設備の保守管理により来訪者へ安定したサービスの維持を図る。 ]		○	2,585				1,958 知床五湖 園地水道 使用料	627	
		知床自然センター改修事業 [ 老朽化している知床自然センター水源地設備を補修することにより安定した飲用水の供給を行う。 ]		○	770					770	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
24. 町有林管理費	町有林整備事業費	<b>町有林整備事業</b> 持続可能な町有林資源の維持を図るため現況調査を行い計画的な森林施業を実施し除間伐による森林保育と主伐植栽による森林の更新を進める。 ・調査箇所：越川、日の出、峰浜学校林、大栄保安林 ・施業箇所：越川（皆伐、間伐、植栽、下刈） 美咲（皆伐）・三井（植栽）・峰浜・来運（下刈）		○	28,003		13,802		5,449 立木素材 売払収入	8,752	
2款3項 1. 戸籍住民登録費	戸籍住民登録一般事業費	<b>個人番号カード交付推進事業</b> 安心安全で利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営を目指し、その基盤となるマイナンバーカードの更なる普及促進を図るため交付体制を維持する。		○	2,500	2,500					
2款4項 3. 町長及び町議会議員選挙費	町長及び町議会議員選挙運営事業費	<b>町長及び町議会議員選挙事務運営事業費</b> 令和5年4月23日に執行予定の町長及び町議会議員選挙にかかる選挙事務の管理と執行を行う。なお、今回の選挙より選挙公営費が追加される。  ※選挙公営費負担金 5,795千円	○		18,753					18,753	

【民生費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款1項 1. 社会福祉 管理費	福祉団体活動 推進事業費	<b>宅食トコっと便事業</b> 18歳未満の子どもがいる世帯や生活困窮世帯等のうち、家計が苦しいと感じる家庭に対し、食材を無料で提供する。食材は「いただきもの」を基本とし、不足分は購入して賄う。事業は社協が行い、係る経費を助成する。	○		500					500	
2. 心身障害者 及び母子 特別対策費	障害者地域生活 支援事業費	<b>基幹相談支援センター運営事業</b> 障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供するための「基幹相談支援センター」を斜網地域自治体（1市4町）を整備区域として共同設置した。法人へ委託を行い、経費は1市4町で負担する。		○	3,713	928	649			2,136	
		<b>障がいへの理解を深める講演会事業</b> 障がいのある人もない人も、ともにこの斜里町で暮らし、お互いにできることを考えるきっかけづくりの場として、障がいの理解を広めるため講演会及び相談会を開催する。		○	404	101	71			232	
4. 総合保健 福祉 センター費	総合保健福祉 センター管理 運営事業費	<b>総合保健福祉センター改修事業</b> 施設機能長寿命化のため、施設・設備の改修・更新を行う。 ・電話交換設備更新工事、玄関ポーチ塗装、ロードヒーティング不凍液交換		○	3,623					3,623	
5. 老人福祉費	高齢者福祉 推進事業費	<b>地域交流敬老事業</b> 自治会内の高齢者の長寿を祝うとともに地域における世代間の交流を目的とした地域交流敬老事業等を実施する場合に、75歳以上となる方を対象としてその経費を助成する。 ただし、令和元年度の対象者については経過措置として引き続き対象とし、令和5年度は74歳以上を対象、令和6年度に75歳になるまで段階的に引上げとなる。		○	6,823					6,823	



款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款1項 5. 老人福祉費	デイサービス 運営支援事業費	<b>ウトロデイサービス事業運営費助成事業</b> [ウトロ地区の高齢者福祉サービスの確保のため、ウトロデイサービス事業の収支不均衡分について、事業者責任において補えない分を補助する。]		○	9,921			7,000 過疎対策 事業債		2,921	
	地域おこし 協力 事業 費	<b>地域おこし協力隊事業（特別養護老人ホーム分）</b> [介護従事者マンパワー計画に基づき「移住希望者を対象にした新たな働き方の提供」の一環として、斜里福祉会の就労を中心とした介護支援を担う地域おこし協力隊の受け入れを行う（2名）。]		○	9,201					9,201	
6. 在宅福祉 推進費	包括的相談支援 体制整備事業費	<b>重層的支援体制整備事業への移行準備事業</b> [8050世帯や介護と子育てのダブルケア、引きこもりなど地域住民の抱える福祉的な課題は複雑化・複合化してきている。地域共生社会の実現に向けて、地域の幅広い支援関係機関との連携のもと、対象者の属性を問わず一体的に実施する包括的な支援体制を整備する。]		○	14,601	10,950				3,651	
	地域おこし 協力 事業 費	<b>地域おこし協力隊事業（コミュニティデザイン事業分）</b> [重層的支援体制整備事業における「顕在化されていない地域活動」や「地域の困りごと」を発掘し、「地域活動の見える化」や「人と地域がつながる場づくり」を行う（2名）。]	○		9,594					9,594	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款2項 3. 常設保育園設費	保育一般事業費	<b>保育ICT事業（常設保育園）（ふるさと応援基金活用事業）</b> ○常設保育園2園のICT化を進める。 ・保育ICTシステムコードモン使用料832千円 ・検温アプリ使用料198千円 ・午睡センサーマット使用料（5台）145千円 ・体温計購入（9台）109千円 ・午睡センサーマット用充電器購入（1台）9千円		○	1,293	152			1,141		
									ふるさと応援「いきいき」基金		
4. へき地保育所費	へき地保育所管理運営事業費	<b>保育ICT事業（へき地保育所）（ふるさと応援基金活用事業）</b> へき地保育所2か所のICT化を進める。 ・保育ICTシステムコードモン使用料687千円 ・検温アプリ使用料198千円 ・インターネット使用料185千円 ・体温計購入（8台）97千円		○	1,167				1,167		
									ふるさと応援「いきいき」基金		
3款2項 6. 子ども・子育て支援対策費	子どものための教育・保育費	<b>認定こども園第三子以降保育料助成事業</b> 認定こども園を利用する児童で18歳未満で第3子以降である児童のうち、一定の所得基準に満たない場合に保育料を助成する。		○	636					636	
		<b>認定こども園保育補助者雇上強化補助事業</b> 民間の認定こども園が保育教諭の業務負担軽減を図るために雇用する保育補助者に係る費用の一部を補助する。		○	3,104	2,328				776	
	地域子ども・子育て支援事業費	<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> ファミリー・サポート・センター事業の周知・利用調整等、センター運営に係る業務を委託する。また、事業を利用する会員に対し利用料金の一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ・運営業務委託 1,679千円 ・利用料助成 394千円		○	2,073	333	333			1,407	

【衛生費】 (単位：千円)

款項目	事業費名		新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
4款1項 3. 保健対策 推進事業費	成人保健事業費	<b>健康意識向上事業</b> 18歳から65歳未満の町民が健康づくりに興味を持ち、継続して健康行動（ウォーキング）に向かう動機づけとして健幸ポイント（行政ポイント）を付与し、町民の健康の保持・増進を図る。 また、禁煙治療費の一部を助成し、禁煙を推奨し、がんなどの生活習慣病の予防を図る。 ・総事業費5,490千円のうち2,702千円 残額2,788千円は介護会計（保険勘定）で計上		○	2,702				1,809 介護会計 繰入金 （保険者 機能強化 推進交付 金） 1,659 健康づく り財団助 成金 150	893	
4. 予防費	感染症予防 事業費	<b>風しん感染拡大予防対策事業</b> 風しん抗体保有率の低い世代の男性に対して、抗体検査と予防接種の費用を助成することにより、風しん感染拡大を防ぎ、妊娠中に感染して生じる出生児の先天性風しん症候群を予防する。		○	581	224				357	
		<b>HPV感染症定期予防接種事業</b> HPV感染症予防接種（HPVワクチン）が平成25年6月から積極的勧奨差し控えとなっていたが、令和4年4月に解除され、予防接種に基づく定期予防接種として個別勧奨を行いながら、予防接種を円滑に実施する。		○	5,385					5,385	
5. 母子保健 対策費	出産・子育て 応援事業費	<b>出産・子育て応援事業</b> 妊娠期から子育て期における相談に応じ様々なニーズに対応するための伴走型支援とこの時期の不安の原因として問題となる経済的支援を一体的に実施し、安心して出産・子育てができる環境を整備する。		○	10,734	6,886	1,924			1,924	

款項目	事業費名		新・継区分		予算額	財源内訳					備考		
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源			
4款2項 2. 廃棄物 処理費	廃棄物 処理事業費	<b>資源化生成物再生処理事業</b> [ 粉体生成物を道内セメント工場に運搬し、セメント原料として再生処理を行うことで、余剰となっている生成物の解消を図る。 ・300トン処理予定 ]		○	10,423						10,423		
		<b>資源化施設処理機器修繕事業</b> [ エコクリーンセンター資源化施設の継続的な利用のため、必要な修繕を行う。 ・バイオボイラー火格子購入 ・高温高压処理機電子制御インバーター交換 ]		○	32,120							32,120	
		<b>ごみ運搬車両購入事業</b> [ 安定したごみ処理及び経費削減のためダンプ1台を購入する。 ]		○	26,521				26,400 過疎対策 事業債			121	
		<b>一般廃棄物処理広域化事業</b> [ 令和10年度に向けて、広域の廃棄物処理整備を目指す。 令和5年度は、国に提出する循環型社会形成推進地域計画の策定を行う。 ]		○	2,474							2,474	
		<b>最終処分場延命化事業</b> [ 令和9年度まで使用予定の現最終処分場について、令和10年度以降までの延命化を行うため、外部で処理できる物の搬出を行う。 ]		○	6,641							6,641	
		<b>粗大ごみ破砕機更新事業</b> [ エコクリーンセンターで使用している粗大ごみ破砕機の損耗が進んでいることから、更新し安定的なごみ処理を目指す。 ]		○	48,400				48,400 過疎対策 事業債				
3. リサイクル 推進事業費	リサイクル 推進事業費	<b>生成物製品化加工事業</b> [ エコクリーンセンターにおいて製造している生成物ペレットをリサイクルセンターで袋詰めを行い、道内製鉄所に鎮静剤や抑制剤として売却する。 ・694トン製造予定 ]		○	20,341				8,702		11,639		

【農林水産業費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
6款1項 2. 農業振興費	農業振興費	<b>経営所得安定対策推進事業</b> 経営所得安定対策の実施に必要となる要件確認等の推進事業に対して補助金を交付し、事業の円滑な対応を図る。		○	1,249		1,249				
	病虫害防除対策事業費	<b>病虫害防除対策事業</b> 緊急防除対策の実施に併せて啓発看板の設置等、病虫害のまん延防止対策を行う。		○	1,463		1,463				
10. 農業開発事業費	多面的機能支払支援事業費	<b>多面的機能支払支援事業</b> 農業農村の多面的機能の維持・増進を図るため、地域の活動組織等が主体となって取り組む農地の草刈りや排水路の床ざらいなどの農地維持活動に対して交付金を交付する。		○	136,838		102,562	32,000 過疎対策事業債	49 雑入	2,227	
12. 基幹水利施設管理事業費	美咲排水機場管理事業費	<b>美咲排水機場管理事業</b> 美咲排水機場の維持管理を団体営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）により行い、施設運営経費の負担軽減を図る。		○	8,440		4,200		2,120 受益者分金	2,120	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
12. 基幹水利施設管理事業費	右岸排水機場管理事業費	<b>右岸排水機場管理事業</b> 右岸排水機場の維持管理を団体営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）により行い、施設運営経費の負担軽減を図る。		○	5,646		2,586		978 受益者 分担金 892 雑入 86	2,082	
	斜網地域維持管理事業費	<b>斜網地域畑地かんがい施設維持管理事業</b> 斜網地域畑地かんがい施設を1市4町で共同管理するため、管理運営協議会（事務局：小清水町）に対し負担金を支出する。また、緑ダム及び清泉頭首工の維持管理を団体営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）により行い、施設運営経費の負担軽減を図る。		○	5,836				5,836 受益者 分担金 5,601 雑入 235		
6款2項 1. 林業振興費	林業一般費	<b>林業就労者育成事業</b> 斜里高等学校に在学する生徒が北海道立北の森づくり専門学院が開催する学院説明会への参加に要する交通費及び入学検定に関わる費用を助成する。	○		106				106 森林環境 譲与税 基金繰入金		
	民有林業費	<b>斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業</b> 民有林の各種施業に対し、森林環境譲与税基金を活用し、補助を行うことで、森林整備の促進を図る。		○	9,528		2,230		7,298 森林環境 譲与税 基金繰入金		
	基金積立費	<b>森林環境譲与税基金積立事業</b> 森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、森林環境譲与税を斜里町森林環境譲与税基金に積み立てる。		○	12,592					12,592	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
6款3項 1. 水産振興費	水産振興 対策事業費	<b>鮭、日本一のまちPR事業</b> [ 斜里第一、ウトロの両漁協と連携し、鮭日本一の認知度向上を目指してPR事業を行う。 ・総事業費 900千円（町、両漁協各300千円） ]		○	300						300	
	海浜利用適正化 推進事業費	<b>海浜利用適正化推進事業</b> [ 釣り人が集中することによる課題を解決するため、海浜利用適正化検討協議会で検討した対策等を実施する。 ]		○	1,073						1,073	
	水産資源 増養殖調査 試験事業費	<b>水産資源増養殖調査試験事業</b> [ 試験研究機関や漁協と協力した研究会を立ち上げて、斜里地域に適した増養殖の可能性を検討するほか、資源増大または養殖のための事業に助成する。 ・水産資源増養殖検討事業 116千円 ・水産増養殖試験助成事業 900千円 ・浅海資源調査助成事業 300千円 ]	○		1,316						1,316	
6款3項 3. さけ・ます ふ化事業費	さけ・ます ふ化事業費	<b>斜里町さけます増殖協力会助成事業</b> [ さけます地場資源増大への増殖振興対策として、協力会事業に対し助成する。 ]		○	7,505						7,505	
	さけ・ます 自然産卵 環境保全 拡大事業費	<b>さけ・ます自然産卵環境保全拡大事業</b> [ さけ・ますの自然産卵環境を調査し、遡上障害となっている落差を改善すること等で、資源の底上げと安定化を図る。 ・ペレケ川の遡上困難箇所の解消 ・海別川とシマトツカリ川での可搬魚道設置試験 ]		○	768					768	ふるさと 応援 「しごと」 基金	

【商工費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
7款1項 1. 商工振興費	商工業振興 対策事業費	<b>ポテトカード利用促進支援事業</b> 斜里ポテト協同組合で展開するカード事業に対し、斜里町商工会と連携して支援を行い、地域カードとしての魅力を高め、町内消費拡大を図る。 ・行政ポイント発行事業分（1,590千円） ・消費拡大対策事業分（商工会助成 500千円）		○	2,090					2,090	
		<b>知床しゃりビジネスサポート事業</b> ○小規模企業に対する相談窓口・支援機関を整備し、事業者の経営安定や事業開発、成長発展の後押しを行うことで、商工業の活性化を図る。 <b>【商工会助成金】</b> ・知床しゃりビジネスサポート事業 1,000千円  ○小規模事業者や創業後の事業者など、ビジネスサポート事業によって見つけた課題を、支援により解決することで、事業者への後押しを図る。 ・ビジネスサポートフォローアップ事業補助金 3,000千円		○	4,000					4,000	
3. 地場産品 振興対策費	地場産品振興 対策事業費	<b>にぎわい創出イベント等支援助成事業</b> 産業まつりの後継として、各産業団体の青年組織やユースまちづくり委員会等が連携した実行委員会や、各種イベント実行委員会が行うイベントに対し、運営費（対象経費）の一部を助成する。	○		3,000					3,000	
	物産交流振興 対策事業費	<b>姉妹町竹富町「第10回ぱいぬ島まつり」斜里町物産展事業</b> 姉妹町竹富町で開催予定の第10回ぱいぬ島まつりにおいて、斜里町の物産販売を実施する。	○		691					691	



款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
4. 観光費	観光振興 開発事業費	<b>知床アクティビティリスク管理体制構築事業</b> [ 地域全体で安全管理体制を構築し、自然体験型の観光のリスクを見直す場として知床アクティビティリスク管理体制検討協議会を開催し、知床の魅力を伝え、リスク低減につなげる為の議論を進めていく。 ]		○	1,137						1,137	
	観光施設維持 管理整備事業費	<b>観光施設修繕事業（各種施設）</b> [ <ul style="list-style-type: none"> <li>・オロンコ岩遊歩道修繕 373千円</li> <li>・オロンコ岩落石防護ネット補修修繕 1,000千円</li> <li>・夕陽台の湯ろ過機ポンプ修繕 380千円</li> <li>・夕陽台の湯給水ユニット修繕 1,382千円</li> <li>・夕陽台の湯配管清掃委託料 601千円</li> <li>・道の駅うとろウッドデッキ撤去工事 1,000千円</li> <li>・道の駅うとろ裏港湾道路接続階段設置工事 600千円</li> </ul> ]		○	5,336						5,336	
		<b>カムイワッカ湯の滝一の滝以奥再利用検討事業</b> [ <p>カムイワッカ湯の滝一の滝以奥の再利用に伴い、利用者及び管理者双方の視点で多角的に検証しながら本格的な運用体制の構築をめざす。</p> ]		○	2,300							2,300
	地域おこし 協力隊事業費	<b>地域おこし協力隊事業（地域プラットフォーム支援分）</b> [ <p>地域プラットフォームの設立及び運営を支援するため、一般社団法人知床しゃりに、総務省事業の「地域おこし協力隊」を派遣する（3名）。</p> ]		○	14,551						14,551	

【土木費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
8款2項 1. 道路橋梁 維持費	道路維持 管理事業費	<b>街路樹等剪定事業</b> [ 市街地の街路樹や郊外の自生木の枝が道路の安全な通行を妨げていることから、計画的な枝払いを実施し、交通の安全を確保する。 ]		○	1,500					1,500		
		<b>道路側溝等改修事業（中斜里地区側溝等改修）</b> [ 中斜里市街の道路排水施設が、破損や勾配不良で機能低下しており、浸水被害の要因となっていることから、側溝等の改修を行う。 ]		○	5,000			5,000 過疎対策 事業債				
		<b>落石防護網等崩土除去事業</b> [ ウトロ地区の町道斜面に設置している落石防護網の機能回復を図るため、防護網が捕捉している崩積土を定期的に除去し、安全な道路を確保する。 ]		○	1,000						1,000	
		<b>一般道路維持及び除排雪事業</b> [ 道路は地域の生活、社会経済活動を支える重要な公共施設であるため、町道の維持及び除排雪業務を委託し、安心・安全な道路交通の確保を図る。 ]		○	83,000	15,000					68,000	
		<b>道路側溝吐口改修事業</b> [ 前浜ピットの内部に堆積している土砂が浸透機能の低下をまねいていることから、定期的な清掃を行うとともに計画的な改修を行う。 ]		○	1,000						1,000	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
1. 道路橋梁 維持費	道路維持 管理事業費	幹線排水路清掃事業（ウトロ香川4条道路） [ ウトロ地区の道路排水施設が勾配不良等により、頻繁 に閉塞するため、清掃を行う。]		○	1,500						1,500	
		排水改修事業（以久科朱円4号道路外） [ 朱円東6線排水路工事（道営事業）で発生したV型ト ラフを再利用し、道路排水未整備（素掘り）区間の改 修を行う。]		○	2,000						2,000	
2. 道路新設 改良費	道路改築事業費	ウトロ環状道路整備事業 [ ウトロ地区防災計画で避難路に位置付けられている、 ウトロ環状道路の歩道拡幅、擁壁の改修及びロード ヒーティングの改修を行う。 ・改修工事（歩道、擁壁、ロードヒーティング改修）]		○	65,000			65,000	辺地対策 事業債			
	社会資本 整備事業費	中斜里6号道路整備事業 [ 産業用道路として大型車の交通量が非常に多くなっ ているが、狭隘な道路により通行に支障が生じているた め、拡幅整備を行う。 ・全体事業：道路改良 L=550m W=5.5(8.0)m ・既終了分 道路改良延長 L=100m、舗装工事延長 L=100m ・令和5年度分 道路改良延長 L=150m、舗装工事延長 L=150m]		○	42,329	9,000		33,000	過疎対策 事業債		329	
	防災・安全 社会資本 整備事業費	トンネル長寿命化事業 [ 予防的、計画的な修繕を実施するため、定期点検を行 うと共に、長寿命化計画に基づいたメンテナンスを 行っていく。 ・トンネル改修実施設計及び照明改修]		○	4,000			4,000	過疎対策 事業債			

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
8款4項 1. 都市計画 管理費	都市計画 事業費	<b>都市計画マスタープラン策定事業</b> [ 斜里町都市計画マスタープランが20年の計画期間を終えることから、新たな都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定する。(令和5年度については、構想の検討や具体的施策、斜里町総合計画との調整などを行う。) ]		○	11,363	4,500					6,863	
8款4項 3. 公園広場 管理費	公園整備 事業費	<b>公園整備事業(ふるさと応援基金活用事業)</b> [ 老朽化した公園・広場の遊具の更新を行う。 ・文光なかよし公園 遊具更新1基 ]		○	1,000				1,000 ふるさと 応援 「まちなみ」 基金			
4. 地方道路等 整備事業費	地方道路 整備事業費	<b>地方道路長寿命化事業</b> [ 道路管理計画に基づき、市街地内における道路改良・2次改築・舗装改修工事を行う。 ・改良工事 青葉西2丁目通、他6路線 ・舗装工事 朝日通 ]		○	150,000			150,000 過疎対策 事業債				
8款6項 1. 住環境 整備費	住宅施策 推進事業費	<b>快適住まいのリフォーム事業(一般世帯)</b> [ 快適に暮らせる住環境の整備や寒冷地向け住宅の普及促進のため、住まいの長寿命化、省エネ化、安全性向上等のリフォーム工事費の一部を補助する。 ]		○	5,600			5,000 過疎対策 事業債			600	
2. 町営住宅 建設事業費	町営住宅 建設事業費	<b>町営住宅改善事業(光陽東)</b> [ 光陽東団地(A1・A2)2棟18戸の改修工事 光陽東団地の長寿命化計画に基づく、「屋根塗装・外壁塗装・ガス庫移設」等、住宅機能の改善を図る。 ]		○	85,305	40,490 社会資本 交付金		44,700 公営住宅 建設事業債			115	

【消 防 費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財 源 内 訳					備考		
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源			
9款1項 1. 消 防 費	斜 里 地 区 消 防 組 合 負 担 金 (常備消防費)	消防車両タイヤ更新事業 [ 消防署及び分署配備の消防車両のタイヤ及びホイールを更新する。 ・斜里支援車1、ウトロタンク2 (夏タイヤ及びホイール) ]		○	857						857		
		分団積載車夏タイヤ更新事業 [ 老朽化した分団積載車の夏タイヤ及びホイールを年次的に更新する。 ・第4分団積載車 ]		○	378							378	
		救急資機材更新事業 [ 携帯型救急モニター及び除細動器の保守期間が終了するため、モニターと除細動器の一体型に更新する。 ・斜里救急3 ]	○		5,462				3,000 消防施設 整備 事業債			2,462	
		消防救急デジタル無線購入事業 [ 現在、携帯型無線機が不足し、消防活動に支障があるため1台増台する。 ]		○	541							541	
		救助服型活動服購入事業 [ 堅固な救助服型活動服を導入し、機能性の向上と安全性確保を図り、多岐にわたる消防業務により迅速に対応する。 ]		○	1,837							1,837	
		サーバー機器更新事業 [ サーバーOSサポート終了のため更新する。 ・サーバー機器一式 ]	○		3,810							3,810	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1. 消 防 費	斜里地区 消防組合 負担金 (常備消防費)	<b>NAS機器更新事業</b> [サーバーOSサポート終了のため更新する。 ・NAS (TeraStation) 機器一式]	○		1,018					1,018	
	斜里地区 消防組合 負担金 (消防施設費)	<b>斜里地区消火栓更新事業</b> [消防水利基準に基づき市街地住宅密集地等の老朽化した消火栓を更新し消防水利の充実を図る。 ・青葉町54番地、青葉町37番地、青葉町32番地 計3基]		○	2,834			2,800 過疎対策 事業債		34	
		<b>ウトロ地区消火栓更新事業</b> [消防水利基準に基づき市街地住宅密集地等の老朽化した消火栓を更新し消防水利の充実を図る。 ・ウトロ西96番地、ウトロ香川56番地、 ウトロ東205番地 計3基]	○		2,952			2,900 辺地対策 事業債		52	
		<b>消防車両更新事業</b> [平成4年に導入した指揮車(経過年数31年)を更新し、消防力を強化する。 ・指揮車一式 ・諸経費(保険料、重量税他)]	○		19,919			19,800 過疎対策 事業債		119	



款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考			
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源				
3. 義務教育振興費	義務教育振興事業費	<b>適応指導教室充実事業</b> 不登校の児童生徒の適切な復帰に向けて、相談や援助を行いながら、学習活動、特別活動、サテライト事業などを行う適応指導教室の充実を図る。		○	2,389						2,389			
		<b>巡回型教育活動支援講師配置事業</b> 新学習指導要領の実施に伴い、小学3・4年生は外国語活動、小学5・6年生は外国語科が導入されたことから、よりきめ細かい学習指導を行うため、巡回型の教育活動支援講師を配置する(1名)。		○	1,188							1,188		
		<b>学校林売払事業</b> 学校林売払収入をふるさと応援「まなび」基金に積立てる。 ・旧豊里小 学校林 1.53ha		○	643					643	学校林売払収入			
		<b>学校運営協議会活動事業</b> 各学校のコミュニティ・スクール活動を支援し、学校へのボランティア等を通じた地域の参加体制を構築することにより、地域に根ざした学校づくりを推進する。		○	2,186			386					1,800	
		<b>学習用デジタルドリル等整備事業</b> 学習用デジタルドリル等を整備し、個別最適化された効果的・効率的な学習を推進することにより、児童生徒の基礎学力定着による学力向上を目指す。また、家庭学習の定着を図るため、モバイルWi-Fiルーターの貸出を行う。		○	4,866						1,715	ふるさと応援「まなび」基金	3,151	
	生涯学習推進計画策定事業費	<b>斜里町生涯学習推進計画策定事業</b> 中長期的な展望に立ち、教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次斜里町生涯学習推進計画(斜里町教育振興計画)」を策定する。	○		326							326		
4. 財産管理費	教育財産管理事業費	<b>教職員住宅改修事業</b> 教職員住宅(本町51番地18)1棟4戸の老朽化が進んでいることから、屋根・外壁等の改修を行う。		○	9,240			9,200				40	過疎対策事業債	



款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
10款2項 1. 学校管理費	学校管理事業費	<b>学校長寿命化改良事業</b> 「斜里町公共施設等総合管理計画」の個別計画である「斜里町学校施設管理計画」に基づき、朝日小の長寿命化改修を実施する。 ・令和5年度～6年度の継続事業 ・令和5年度 朝日小長寿命化改良工事		○	208,301	51,496 学校施設環境改善交付金		156,800 過疎対策事業債		5	
		<b>学校用消防設備更新事業（小学校等）</b> 消火器の更新及び消火栓ホースの耐圧試験を行い、安心安全な学校施設環境を維持する。	○		480					480	
		<b>朝日小学校遊具更新事業</b> 老朽化により使用を中止している遊具（ターザンロープ）の更新を行う。	○		4,400				4,400 ふるさと応援「まなび」基金 2,400 森林環境譲与税 2,000		
2. 教育振興費	教育振興事業費	<b>小学校教育活動支援講師配置事業</b> 少人数指導や習熟度別指導などを推進するため、支援講師を配置する。 ・斜里小、朝日小 計2名		○	5,467					5,467	
		<b>学校力向上事業</b> 学校長の裁量による学校づくりを支援するため、校長提案型の事業を推進する。 ・斜里小、朝日小、知床ウトロ学校		○	900					900	
		<b>斜里ジュニアバンド楽器整備事業</b> 斜里小・朝日小の児童で構成し、特色ある学校活動となっている「斜里ジュニアバンド」の活動のため、楽器の更新及び修繕を年次的に進める。		○	1,000				1,000 ふるさと応援「まなび」基金		

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
3. 特別支援教育振興費	特別支援教育振興事業費	<b>特別支援教育支援員配置事業（小学校等）</b> 普通学級に在籍する特別な支援が必要な児童に対して、特別支援教育支援員を配置する。 ・斜里小3名、朝日小2名、知床ウトロ1名		○	11,664			5,000 過疎対策事業債		6,664		
10款3項 1. 学校管理費	学校管理事業費	<b>学校用消防設備更新事業（中学校）</b> 消火器の更新を行い、安心安全な学校施設環境を維持する。	○		115					115		
2. 教育振興費	教育振興事業費	<b>中学校教育活動支援講師（兼学校ICT支援員）配置事業</b> 少人数指導や習熟度別指導などを推進するための支援講師を配置し、兼ねてICT機器を活用した授業支援や研修、教材作成等が可能な人材を配置することで、学校ICT化の推進を図る。		○	2,578					2,578		
		<b>斜里中学校吹奏楽楽器整備事業</b> 斜里中学校の吹奏楽楽器の更新及び修繕を年次的に進める。		○	1,000				1,000 ふるさと応援「まなび」基金			
		<b>学校力向上事業</b> 学校長の裁量による学校づくりを支援するため、校長提案型の事業を推進する。 ・斜里中		○	300						300	
		<b>35人学級臨時教員配置事業</b> 1クラスが36名以上となる学年を対象に、きめ細かい授業を行うため、臨時教員を配置する。 ・斜里中第2学年		○	4,766						4,766	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
3. 特別支援教育振興費	特別支援教育振興事業費	<b>特別支援教育支援員配置事業（中学校）</b> 普通学級に在籍する特別な支援が必要な生徒に対して、特別支援教育支援員を配置する。 ・斜里中1名		○	2,310						2,310	
2. 公民館費	公民館維持管理事業費	<b>ゆめホール知床長椅子更新事業（ふるさと応援基金活用事業）</b> 一般来場者や行事など待ち合わせや待機場所となるロビー・ホワイエに設置している経年劣化が著しい長椅子の更新を行う。		○	1,500				1,500 ふるさと 応援 「まなび」 基金			
		<b>公民館設備整備事業（建物設備）</b> 消防設備用非常用予備ディーゼル発電機設備の起動用蓄電池が機能していないため、更新を行い非常時の設備の保安を確保する。		○	754						754	
3. 芸術文化振興費	芸術文化公演・講座費	<b>ゆめホール知床開館25周年事業（手づくりシアター）</b> 25周年記念事業として「手づくりシアター」実行委員会を組織し、斜里町の歴史の記録や町内の文化活動の歴史などを振り返る地域映画を制作するため、事業費の助成を行う。		○	2,000						2,000	
		<b>ゆめホール知床開館25周年事業（しゃりコレ）</b> ゆめホール知床開館25周年事業に合わせ、公民館を中心とし地域コミュニティの再構築を目的とした町民参加型のファッションショー「しゃりコレ」を開催する。「町民・アーティスト・公民館」による3者連携による、世代間コミュニケーションを盛り込んだ交流型イベントとして行う。	○		1,659				1,100 コミュニ ティ助成事 業「地域の 芸術環境づ くり助成事 業」1,100		559	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
4. 図書館費	図書館資料整備事業費	<b>図書館用図書購入事業</b> 資料収集計画に基き、図書館に蔵書する図書館資料の充実を図る。令和5年度末で雑誌・地域資料を除き11万冊とし、内容の更新を進めていく。 ・図書購入、登録委託料、整備用消耗品費		○	3,554				1,360 ふるさと 応援 「まなび」 基金	2,194	
	地域おこし協力隊事業費	<b>地域おこし協力隊事業（学校巡回司書分）</b> 地域おこし協力隊にて司書1名を任用する。町立学校を巡回し、学校と図書館の相互協力・連携を積極的に図りながら、児童生徒の読書活動推進と学校図書館の整備を支援する。		○	4,800					4,800	
5. 博物館費	博物館活動事業費	<b>博物館キッズ育成事業</b> 登録した小中学生を対象とした観察会や体験講座を月に1回程度実施することにより、地域の自然や歴史に実際にふれる機会を増やし、子供たちに机上ではない知識を学んでもらう。		○	680				14 雑入 (保険本人負担)	666	
	展示保存管理事業費	<b>農業資料等収蔵施設整備事業</b> 農業関連資料を中心に博物館資料を集約して保管管理するとともに、樹勢が衰えている桜園の回復措置や管理を行う。		○	3,678					3,678	
		<b>旧役場庁舎保存活用事業（ふるさと応援基金活用事業）</b> 旧役場庁舎の保存検討に向けて、町民団体等と連携協力しながら施設の活用を進める。あわせて、当面の維持に必要な補修として、特に傷みの激しい西面・北面の一部の屋根まわりを修繕する。		○	1,524				1,195 ふるさと 応援 「まなび」 基金 1,168 雑入 27	329	
		<b>姉妹町・友好都市盟約記念事業</b> 姉妹町・友好都市盟約記念事業として、交流記念館の展示の一部を更新するとともに、松前詰合日記を増版する。	○		2,012						2,012

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
6. 文化財 保護費	指定文化財 保護事業費	<b>チャシコツ岬上遺跡保存活用事業</b> [ 国史跡チャシコツ岬上遺跡を適切に保存管理し、その価値を広く一般に普及活用するために、遺跡公開にむけた整備方針を含めて検討する。また、史跡へのアクセスルートなどの簡易的な整備を行う。 ]		○	1,618				500 ふるさと 応援 「まなび」 基金	1,118	
	埋蔵文化財 保護事業費	<b>埋蔵文化財センター移転事業</b> [ 老朽化により施設の維持が困難となった埋蔵文化財センターの機能を旧以久科小学校に移転する。これまでに移動した資料や文献の整理・収蔵作業等を行い、展示スペースの設置に向けて準備を進める。 ]		○	2,243					2,243	
10款5項 1. 保険体育 管理費	健康推進・ スポーツ普及 事業費	<b>スポーツ健康・まちづくり推進事業</b> [ スポーツを通じて、町民の健康づくりや地域コミュニティの活性化を促すため、年齢に応じた適切な運動や座学などのスポーツ講座を行い、町民への運動機会の提供と定着を目指す。運動指導・講座：12回/年 ]	○		792					792	
2. 体育施設 運営費	体育施設管理 運営事業費	<b>ウトロ地域水泳プール上屋シート更新事業</b> [ ウトロプール上屋シートが強風等により劣化しているため更新を行う。 合わせて、シート固定アングル（鉄柵）の更新も行う。 ]	○		14,641				4,000 ふるさと 応援 「まなび」 基金	10,641	
		<b>ウトロパークゴルフ場鹿柵ネット整備事業</b> [ 防護ネットが破損しており、害獣の侵入により芝管理に支障がでるため、強度の高い鹿柵ネットに更新する。 ]	○		691					691	
		<b>町営球場学童用備品整備購入事業（ふるさと応援基金活用事業）</b> [ 令和5年度に斜里町営球場にて少年野球の全道大会が開催されるため、大会誘致・開催のために必要な学童用外野フェンスを購入する。 ]	○		800				800 ふるさと 応援 「まなび」 基金		

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考		
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源			
3. 海洋センター管理運営費	海洋センター体育館・プール管理運営事業費	<b>B&amp;G海洋センターインストラクター養成研修事業</b> B&G海洋センターに指導員資格保有者（センターインストラクター）を配置するため、沖縄県で行われる指導者養成研修を受講する。		○	638						638		
		<b>B&amp;G海洋センター自動火災報知設備補修事業</b> 自動火災報知設備の空気の感知不良のため、補修を行う。	○		600							600	
4. 学校給食センター費	学校給食供給事業費	<b>給食用備品更新事業</b> 学校給食に使用しているボール皿及び保温食缶について、経年劣化による破損処分への対応や傷等による衛生面の配慮から更新する。また、食中毒防止の観点等から、学校に冷蔵庫を設置する。 ・ボール皿（学校用）更新 1,150個 ・ボール皿（保育所用）更新 150個 ・二重保温食缶 朝日小学校分 12個 ・保冷用冷蔵庫 知床ウトロ学校分 1台		○	2,241						2,241		
		<b>給食用設備等更新事業</b> 経年劣化により亀裂・腐食が生じているボイラー配管について、給食供給の安定を図るため修繕・交換を行う。		○	1,980							1,980	
		<b>給食費支援事業</b> 食材価格の上昇により、国が定める学校給食摂取基準を満たす給食の提供が困難となっているため、令和5年4月から6カ月間、食材料費の高騰分を支援する。	○		1,403							1,403	
	学校給食施設維持管理事業	<b>新学校給食センター整備事業</b> 現在の学校給食センターは、平成元年度に建設され、老朽化及び狭隘さへの対応が課題となっている。併せて、民間活力の活用による給食調理業務の質の向上等を目的とし、新施設の整備について検討を進める。 ・令和5年度 先進地視察	○		404						404		

【国民健康保険事業特別会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財 源 内 訳					備考	
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源		
1款2項 2. 徴 収 事 業 費	徴 収 事 業 費	<b>国保料口座振替納付推進キャンペーン事業</b> [ 国保料の収納率の維持・向上と納付者の非対面での感染症予防及び納め忘れのない口座振替を推進するため、期間中に口座振替登録した者に抽選で景品を進呈するキャンペーンを実施する。 ]	○		797		797					
6款1項 1. 特 定 健 康 診 査 事 業 費	特 定 健 康 診 査 事 業 費	<b>特定健診受診率向上のための行政ポイント事業</b> [ 町民の健康維持に向けて特定健康診査受診をすすめるため、行政ポイントの付与を200ポイントから1,000ポイントに拡大し、実質無料化を行い受診率の向上を図る。なお、財源は国民健康保険基金を活用する。 ]		○	1,255				1,255 基 金 繰 入 金 1,000 一 般 会 計 繰 入 金 255			

(単位：千円)

## 【国立公園内森林保全事業特別会計】

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1款1項 1. 森林再生 事業費	しれとこ100㎡ 運動森林再生 推進事業費	<b>しれとこ100平方メートル運動地森林再生推進事業</b>  しれとこ100平方メートル運動地に原生的な森林生態系を復元するための現地作業を実施する。 ・ 100平方メートル運動地森林再生作業 ・ 100平方メートル運動ホームページ管理 ・ 森林再生専門委員会議運営 ・ アカエゾマツ密度調整 ・ しれとこの森交流事業運営など		○	17,762				17,762 100㎡運動 寄付金 5,000 森林保全 基金 繰入金 11,292 自然教室 参加 負担金 1,470		
		<b>しれとこ100㎡運動45周年 運動参加者名札制作事業</b>  しれとこ100㎡運動ハウスに掲示している新運動参加者名簿を更新する。 ・ 平成13年度から令和4年度までの約17,000名の名札制作		○	5,268					5,268 一般会計 繰入金	



【公共下水道事業特別会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財 源 内 訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1款1項 2. 下水処理場 管理費	下水処理場 維持管理事業費	下水処理場維持管理事業 [ 下水処理場の経年劣化した施設の計画的な補修を行う。 ・汚泥一時堆積場塗装補修工事 ]		○	4,800				4,800 下水道 使用料		
1款1項 3. ポンプ場 管理費	ポンプ場 管理事業費	ポンプ場管理事業 [ ポンプ場の経年劣化した施設の計画的な補修を行う。 (斜里) ・第2中継ポンプ場、第4中継ポンプ場 (ウトロ) ・ウトロ第1-1ポンプ所、第1-2ポンプ所 第3ポンプ所、第10ポンプ所 ]		○	8,832				8,832 下水道 使用料		
2款1項 1. 公共下水道 整備事業費	公共下水道事業 整備事業費	公共下水道整備事業 [ 斜里地区における老朽化施設の計画的な更新と下水道 未整備地域の解消を図る。 ・処理場建築工事等業務委託 屋根防水塗装、天窓更新 ・斜里下水終末処理場滅菌機更新工事 ・雨水幹線排水路転落防止柵更新工事 ・下水道事業計画変更業務委託 ・地方公営企業法適用移行支援業務委託 ・汚水柵新設工事 ]		○	84,386	29,500		46,400 下水道 事業債 18,200 過疎対策 事業債 18,200 公 営 企 業 債 10,000	280 受益者 負担金	8,206	
2. 特定環境 保全公共 下水道整備 事業費	特定環境保全 公共下水道 整備事業費	特定環境保全公共下水道整備事業 [ ウトロ地区における老朽化施設の計画的な更新と下水道 未整備地域の解消を図る。 ・処理場設備更新工事等業務委託 除塵機、上水給水ユニット外更新 ・ウトロ第8中継ポンプ所制御盤更新工事 ・汚水柵新設工事 ]		○	75,129	37,500		34,600 下水道 事業債 18,700 辺地対策 事業債 15,900	405 受益者 負担金	2,624	

【介護保険事業特別会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款1項 2. 一般介護 予防事業費	一般介護 予防事業費	<p><b>健康意識向上事業</b></p> <p>高齢者が健康づくりに興味を持ち、継続して健康行動（いきいき百歳体操、ウォーキングの継続）に向かう動機づけとして健幸ポイント（行政ポイント）を付与し、町民の健康の保持・増進を図る。</p> <p>・総事業費5,490千円のうち2,788千円計上 残額2,702千円は一般会計で計上</p>		○	2,788	729	348		752 支払基金	959	

【病院事業会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
収益的支出 1款1項 3. 経費	医療クラーク増員事業費	<b>医療事務委託事業（医療クラーク増員事業）</b> 看護部職員が担っている業務のうち資格を要しない業務を事務部職員の業務としてタスクシフティングするため、外来及び病棟クラークを配置する。 ・医療事務委託事業 外来・病棟クラーク増員分 6,594千円		○	6,594					6,594	債務負担行為 (R6 8,792)
資本的支出 1款2項 1. 建設改良費	医療機器更新事業費	<b>医療機器等更新事業</b> 血液ガス分析システムは平成23年度の導入から12年が経過しメーカーの保守対象外となっており、故障が頻発し臨床に影響が出ていることから更新を図る。 ・血液ガス分析システム購入費 1,210千円	○		1,210					1,210	

## 【水道事業会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1款1項 1. 配水設備 工事費	老朽管更新 事業費	老朽管更新事業（上水） 老朽管の更新による漏水事故防止と耐震強化等を行い、安定供給を図る。 ・ 5箇所 旧管処置 1箇所 ・ 老朽管更新工事実施設計業務委託 ・ 老朽管更新計画策定業務委託		○	149,306			130,600 水道事業債		18,706	
		老朽管更新事業（簡水） 老朽管の更新による漏水事故防止と耐震強化等を行い、安定供給を図る。 ・ 1箇所 ・ 老朽管更新工事実施設計業務委託		○	22,588			21,400 簡易水道 事業債 10,700 辺地対策 事業債 10,700		1,188	
	メータ器更新 事業費	メータ器更新事業（上水） 計量法により8年が経過したメータ器の更新を行い、適切な検針を実施する。 ・ 471基		○	36,420					36,420	
		メータ器更新事業（簡水） 計量法により8年が経過したメータ器の更新を行い、適切な検針を実施する。 ・ 128基		○	8,702					8,702	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1. 配水設備工事費	浄水場等建設改良事業費	<b>浄水場等施設改良事業（上水）</b> [ 施設の改良により安定供給を図る。 ・ 第一配水池内部壁防水塗装、管理用階段設置 ]		○	20,000			19,000 水道事業債		1,000	
		<b>浄水場等施設改良事業（簡水）</b> [ 施設の改良等により安定供給を図る。 ・ 前処理棟動力盤、ろ過装置盤、中継端子盤の更新 ・ 膜処理空気圧縮機 1 台更新 ・ 膜処理色度計 1 台更新 ・ 浄水場用地購入 ]		○	42,406			40,000 簡易水道事業債 20,000 辺地対策事業債 20,000		2,406	
	水道料金システム更新事業費	<b>水道料金システム更新事業</b> [ 令和5年10月までに消費税のインボイス制度に対応するための更新を行う。 ]	○		1,876					1,876	